

第4 重大事犯少年の意識

1 調査実施方法及び分析対象者

重大事犯少年の意識に関しては、少年院及び少年刑務所に収容された調査対象者に対する意識調査を基に分析を行った。調査の実施方法は、少年院及び少年刑務所に依頼し、調査票を用いて、調査対象者に対して原則として個別の方式で実施して回収した。ただし、調査を受けることを拒否する者及び心身等の状態により調査を受けることが適当でない者については、調査対象から除いた。調査票の質問項目は21項目であり、調査票（「非行に関する意識調査票」）及び回答の単純集計表は巻末の資料を参照されたい。

意識調査の対象者は、調査対象者278人のうち、平成17年2月の時点で少年院又は刑務所に収容中で、意識調査が可能であった138人（以下「意識調査対象者」という。）である。

意識調査対象者を男女別で見ると、男子132人（95.7%）、女子6人（4.3%）であり、女子は、すべて少年院在院中であつた。非行名・罪名別及び非行類型別に見た意識調査対象者は、表4-1-1のとおりである。

非行名・罪名別では、少年院及び刑務所のいずれでも、傷害致死の比率が最も高かつた。他方、危険運転致死は、すべて刑務所在所中であつた。非行類型別では、交通型はすべて刑務所在所中であり、家族型は少年院在院中の者の比率が高かつた。なお、少年院在院者の少年院入院の日から調査日までの期間は、平均619日、刑務所在所者の刑確定日から調査日までの期間は、平均645日であつた。

表4-1-1 意識調査対象者

① 非行名・罪名別

非行名・罪名	少年院	刑務所	計
総 数	40 (100.0)	98 (100.0)	138 (100.0)
殺 人	8 (20.0)	14 (14.3)	22 (15.9)
強盗致死	9 (22.5)	11 (11.2)	20 (14.5)
傷害致死	23 (57.5)	61 (62.2)	84 (60.9)
危険運転致死	—	12 (12.2)	12 (8.7)

② 非行類型別

非行類型	少年院	刑務所	計
総 数	40 (100.0)	98 (100.0)	138 (100.0)
集 団 型	33 (82.5)	77 (78.6)	110 (79.7)
単 独 型	2 (5.0)	7 (7.1)	9 (6.5)
家 族 型	5 (12.5)	2 (2.0)	7 (5.1)
交 通 型	—	12 (12.2)	12 (8.7)

注（ ）内は、構成比である。

2 事件及び処分に対する認識

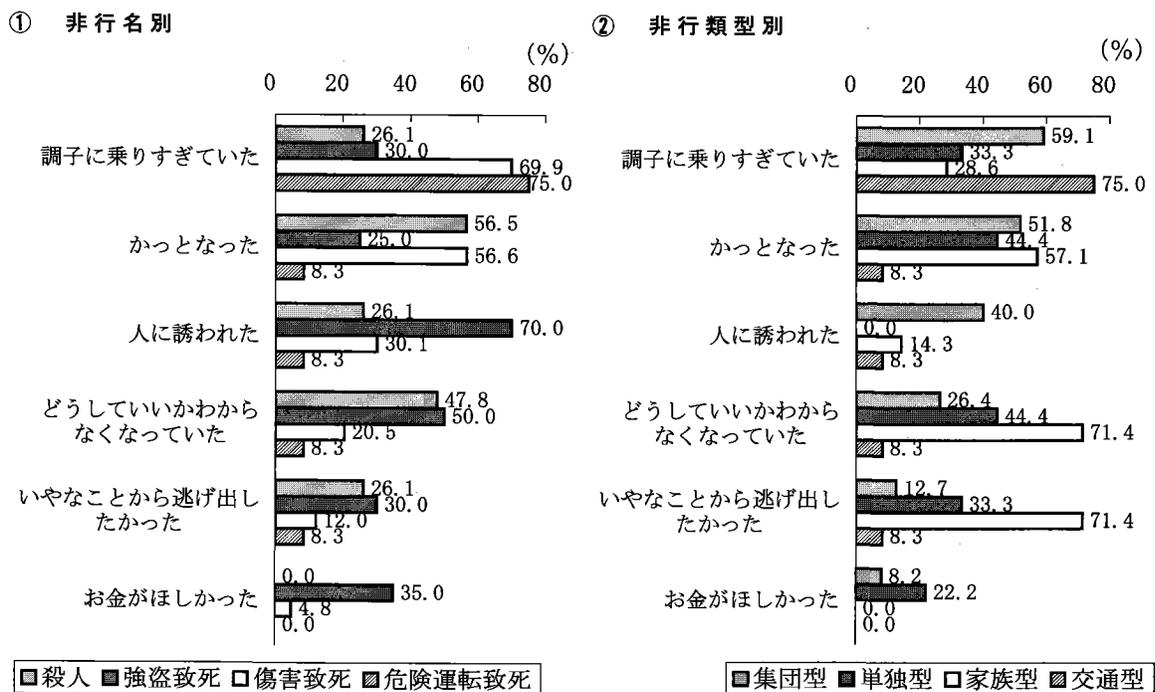
事件の動機に関する認識について、「今回の事件は、どんな理由で起こしてしまったと考えていますか」と質問した。事件の動機に関する認識は、図4-2-1のとおりである。

非行名別に見ると、殺人は、「かっとなつた」（56.5%）及び「どうしていいかわからなくなつていた」（47.8%）と認識している者の比率が高く、感情の爆発又は混乱によって殺人に至つた者が多いことがうかがわれる。強盗致死は、「お金がほしかつた」（35.0%）と認識している者の比率よりも、「人に誘われた」（70.0%）及び「どうしていいかわからなくなつていた」（50.0%）と認識している者の比率が高かつた。

た。傷害致死は、「調子に乗りすぎていた」(69.9%)及び「かっとなった」(56.6%)と認識している者の比率が高く、危険運転致死のほとんどの者が「調子に乗りすぎていた」(75.0%)と認識していた。

非行類型別に見ると、集団型は、「調子に乗りすぎていた」(59.1%)、「かっとなった」(51.8%)及び「人に誘われた」(40.0%)と認識している者の比率が高く、集団的雰囲気に乗って、ささいなきっかけで感情が爆発したと認識している者が多いことがうかがわれる。単独型は、「かっとなった」(44.4%)、「どうしていいかわからなくなっていた」(44.4%)、「調子に乗りすぎていた」(33.3%)、「いやなことから逃げ出したかった」(33.3%)など、多くの項目に回答が分散しており、様々な理由で重大事犯に至っていることがうかがわれる。家族型では「どうしていいかわからなくなっていた」(71.4%)及び「いやなことから逃げ出したかった」(71.4%)と認識している者の比率が高く、混乱した心理状況の中で重大事犯に至った者が多いことがうかがわれる。交通型のほとんどの者が、「調子に乗りすぎていた」(75.0%)と認識しており、高揚した気分の中で、交通法規を無視した運転によって重大事犯に至ったと認識している者がほとんどであることがうかがわれる。

図4-2-1 事件の動機に関する認識



注 上限のない複数回答である。

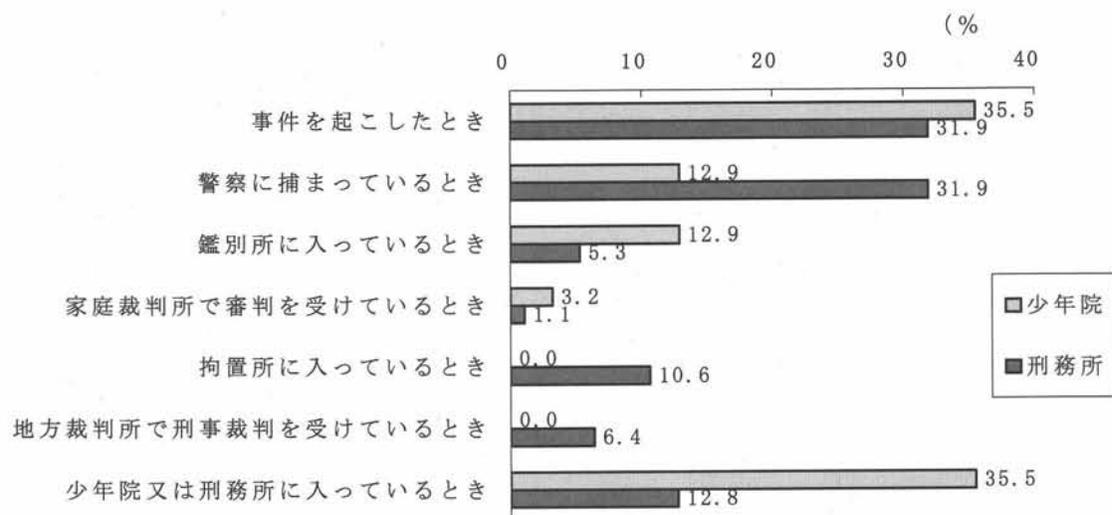
事件の重大性の認識について、「今回の事件をどのように受け止めていますか」と質問したところ、133人(96.4%)が「重大なものと受け止めている」と回答した。他方、「重大なものと受け止めていない」と回答した4人について見ると、1人が医療少年院在院中で、3人が刑務所在所中であつた。なお、1人が無回答であつた。

事件を重大と受け止めていると回答した者に対してのみ、重大性の認識の時期について、「初めて重大と受け止めたのはいつですか」と質問した。本件を重大であると認識した時期は、図4-2-2のとおりである。

少年院在院者(起訴された後、地方裁判所から家庭裁判所に移送された者を除く。)では、事件直後及び少年院在院中に初めて重大であると認識した者の比率が他の時期と比較して高かつた。少年院在院中の比率が他の時期と比較して高いことから、少年院における処遇の効果があうかがわれる。他方、刑務所

在所者では、事件直後及びその後の警察段階で初めて重大性を認識した者の比率が他の時期と比較して高かった。

図 4 - 2 - 2 事件を重大と認識した時期

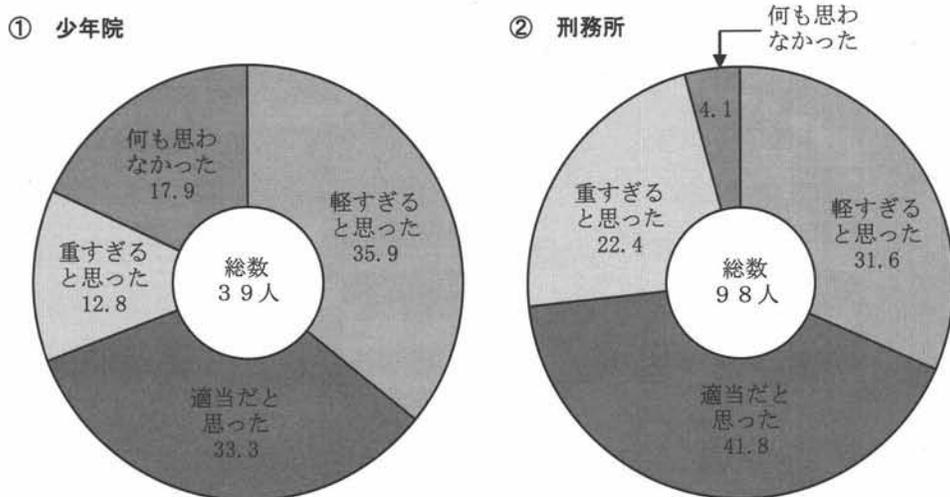


注 1 単一回答である。
2 起訴後、地方裁判所の審理の結果、家庭裁判所に移送された8人を除く。

処分に対する認識について、「あなたが、現在収容されている施設に入ることとなった裁判官の決定を聞いたとき、どのように思いましたか」と質問した。処分に対する認識は、図 4 - 2 - 3 のとおりである。

少年院在院者では、「軽すぎると思った」が35.9%と最も高く、次いで、「適当だと思った」が33.3%であった。他方、刑務所在所者は、「適当だと思った」が41.8%と最も高く、次いで、「軽すぎると思った」が31.6%であった。刑務所在所者の方が少年院在院者より、「重すぎると思った」とする者の比率が高かった。

図 4 - 2 - 3 処分に対する認識



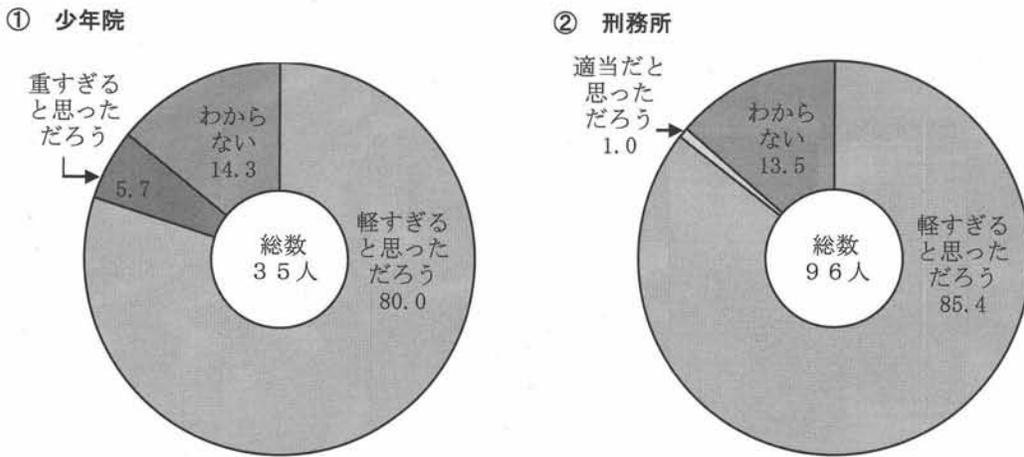
注 無回答を除く。

処分に対して、被害者の家族がどのように感じたと思うかについて、「被害者の家族は、あなたの処分について、どんな気持ちを持ったろうと思いますか」と質問した。処分に対する被害者感情に関する

認識は、図4-2-4のとおりである。

少年院在院者、刑務所在所者ともに、被害者家族が少年の処分を「軽すぎると思っただろう」と認識している者が80%以上を占めていた。少年院在院者は、被害者家族が少年の処分を「重すぎると思っただろう」と認識している者の比率が5.7%であるのに対し、刑務所在所者は、そのように認識している者がいなかった。

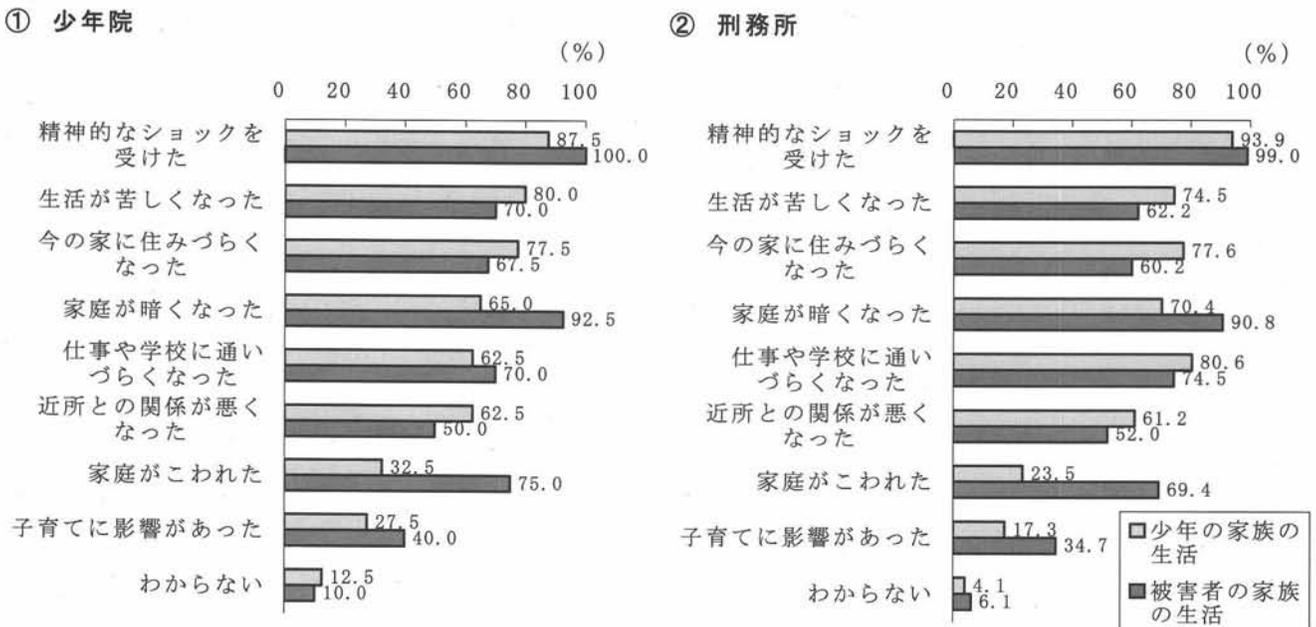
図4-2-4 処分に対する被害者感情に関する認識



注 家族型の7人を除く。

今回の事件で、被害者の家族及び本人の家族に与えた影響について、「今回の事件で、被害者の家族及びあなたの家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか」と質問した。本件の影響に関する認識は、図4-2-5のとおりである。

図4-2-5 事件の影響に関する認識



注 上限のない複数回答である。

少年院在院者と刑務所在所者では、大きな違いは見られないが、少年の家族の生活への影響に関する認識と被害者の家族に与えた影響に関する認識を比較すると、被害者の家族よりも少年の家族の生活への影響が大きいと認識している項目は、「生活が苦しくなった」、「今の家に住みづらくなった」及び「近所との関係が悪くなった」であるのに対し、少年の家族よりも被害者の家族への影響が大きいと認識している項目は、「精神的なショックを受けた」、「家庭が暗くなった」、「家庭が壊れた」及び「子育てに影響があった」であった。

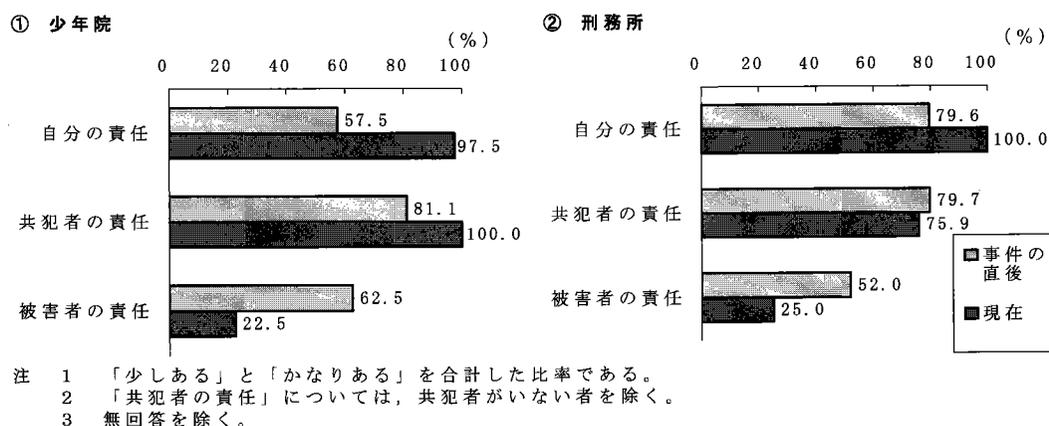
3 事件に対する責任等の認識

今回の事件に対する責任の認識について、「あなたは、事件の責任について、どのように思っていますか」と質問した。事件に対する責任の認識の変化は、図4-3-1のとおりである。

少年院在院者では、事件の直後は共犯者の責任が「ある」（「かなりある」及び「少しある」の合計。以下同じ。）とする者の比率が最も高く、次いで、被害者の責任が「ある」とする者の比率が高く、自分の責任が「ある」とする者の比率は最も低かった。しかし、少年院在院中の現在では、共犯者の責任と自分の責任を「ある」と認識する者の比率が上昇し、被害者の責任を「ある」とする者の比率は大幅に低下していた。交友関係の問題に対する少年院内での指導等を通じて、共犯者の責任と自分の責任について同時に反省を深めつつあることがうかがわれる。

他方、刑務所在所者では、事件の直後から、自分の責任も共犯者の責任も同程度に「ある」と認識していた者の比率が高かった。刑務所在所中の現在では、自分の責任を「ある」とする者の比率が上昇したが、共犯者の責任を「ある」とする者の比率はやや低下している。被害者の責任を「ある」とする者の比率は、少年院在院者と同様に大幅に低下していた。

図4-3-1 事件に対する責任の認識の変化



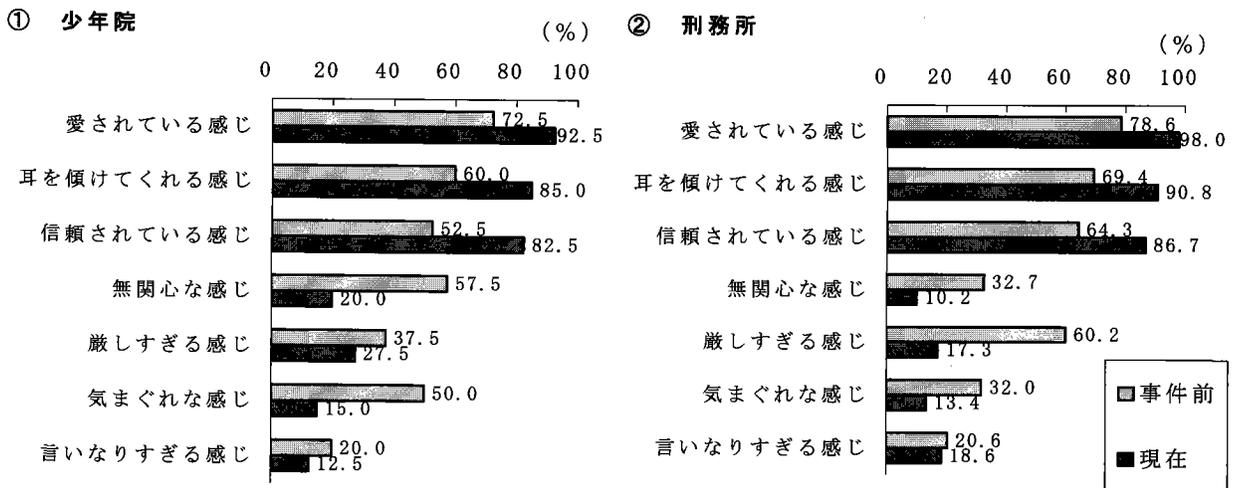
親との関係の認識の変化は、図4-3-2のとおりである。

少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、「愛されている感じ」等の親への親和的な感情が上昇し、「無関心な感じ」等の親への否定的な感情が低下していた。

非行を思い止まらせる心のブレーキの変化は、図4-3-3のとおりである。

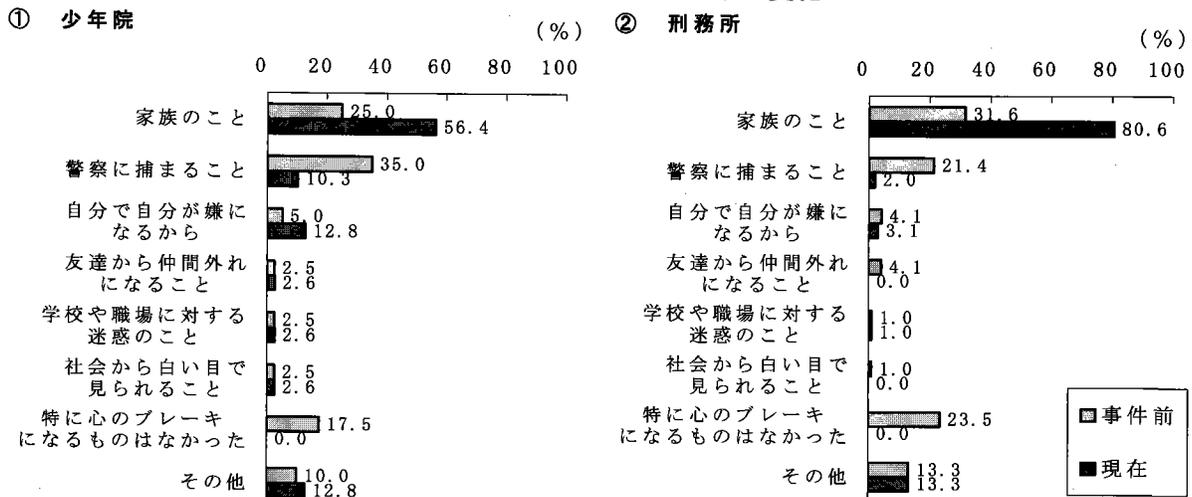
少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、「警察に捕まること」、「特に心のブレーキになるものはなかった」とする者の比率が大幅に低下し、「家族のこと」とする者の比率が大幅に上昇していた。家族に対する親和的な感情が上昇し、現在の心の拠り所となっていることが影響していると考えられる。

図4-3-2 親との関係の認識の変化



注 1 「よくあった」と「ときどきあった」を合計した比率である。
 2 無回答を除く。

図4-3-3 心のブレーキの変化



注 1 単一回答である。
 2 無回答を除く。

法務総合研究所では、最近の非行少年の質的分析を行うため、非行少年に対する意識調査（分析対象者は平成17年2月14日から同年4月15日までの2か月間に観護措置により全国の少年鑑別所に入所した2,897人。以下「少年鑑別所意識調査」という。）を行った。少年鑑別所意識調査における同種質問に対して、各項目に「該当」と回答した者の比率は、「家族のこと」63.8%、「警察に捕まること」12.8%、「自分で自分が嫌になるから」4.8%、「友達から仲間外れになること」3.7%、「学校や職場に対する迷惑のこと」3.3%、「社会から白い目で見られること」1.5%、「特に心のブレーキになるものはなかった」2.4%であり、重大事犯少年の「現在」の心のブレーキの認識は、この調査結果と大きく違わなかった。

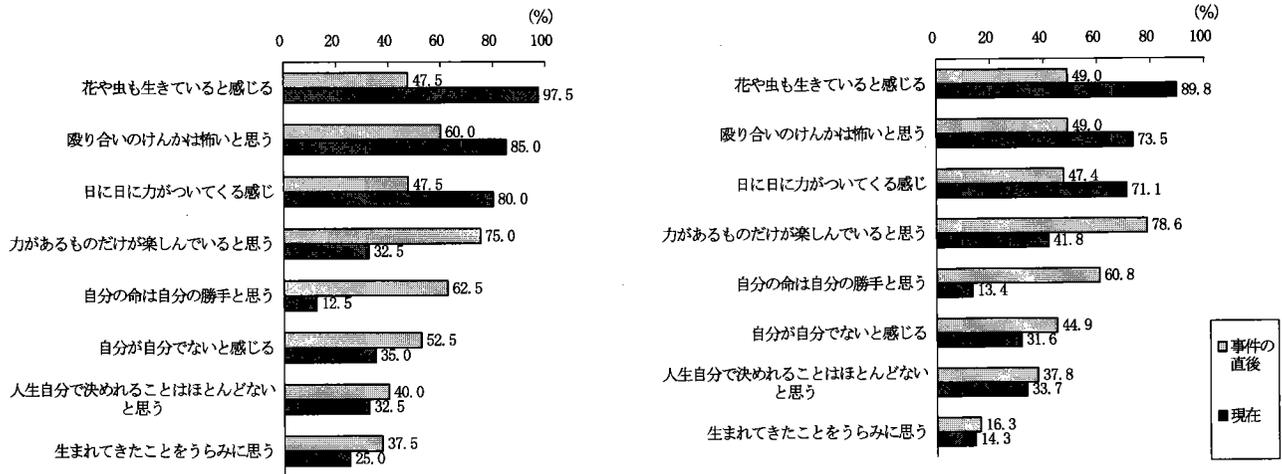
自己意識の変化は、図4-3-4のとおりである。

少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、「花や虫も生きていると感じる」、「殴り合いのけんかは怖いと思う」、「日に日に力がついてくる感じ」といった自然との共生感、暴力否定的な意識及び充実感が上昇し、「自分の命は自分の勝手と思う」などの自己中心的、自己否定的な意識等が低下していた。

図 4 - 3 - 4 自己認識の変化

① 少年院

② 刑務所



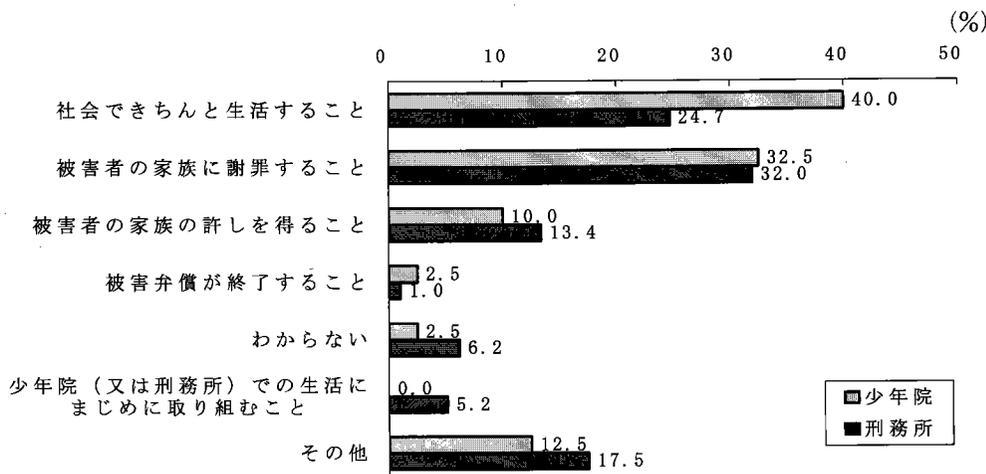
注 1 「よくあった」及び「ときどきあった」を合計した比率である。
 2 無回答を除く。

4 社会復帰後に関する認識

罪の償いに関する認識について、「『罪の償い』として一番大切なことは何ですか」と質問した。罪の償いに関する認識は、図 4 - 4 - 1 のとおりである。

少年院在院者は、「社会できちんと生活すること」(40.0%)と回答した者の比率が最も高く、次いで、「被害者の家族に謝罪すること」(32.5%)や「被害者の家族の許しを得ること」(10.0%)といった被害者に関する回答をした者の比率が高かった。刑務所在院者は、「被害者の家族に謝罪すること」(32.0%)と回答した者の比率が最も高かった。「社会できちんと生活すること」は、24.7%であり、少年院在院者の40.0%と比較すると、かなり低かった。

図 4 - 4 - 1 罪の償いに関する認識

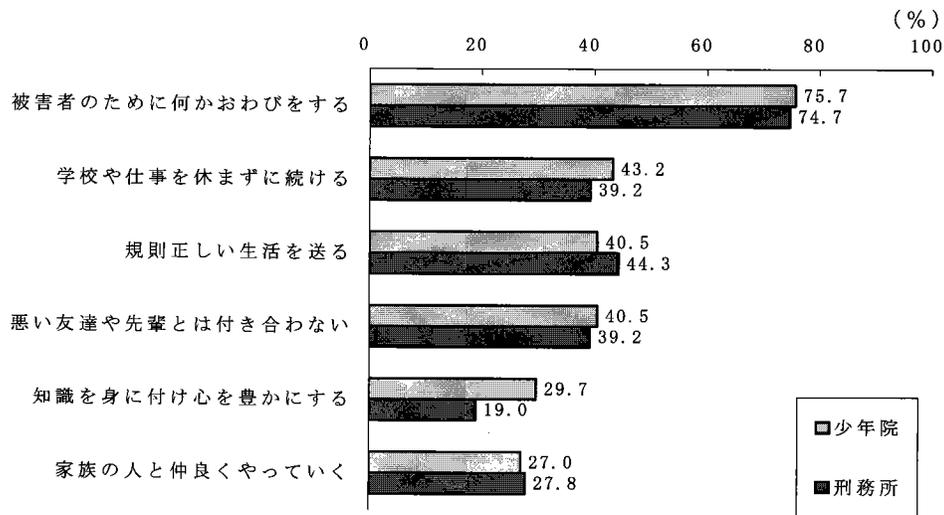


注 1 単一回答である。
 2 無回答を除く。

社会復帰後の大切な事項について、「施設を出てからの生活で、どのようなものを大切に考えていますか」と質問した。社会復帰後の大切な事項に関する認識は、図4-4-2のとおりである。

少年院在院者、刑務所在所者ともに、「被害者のために何かおわびをする」ことの大切さを認識する者の比率が最も高かった。また、「学校や仕事を休まずに続ける」、「規則正しい生活を送る」、「悪い友達や先輩とは付き合わない」といった健全な生活を送り、不良交友をしないことが上位になっていた。

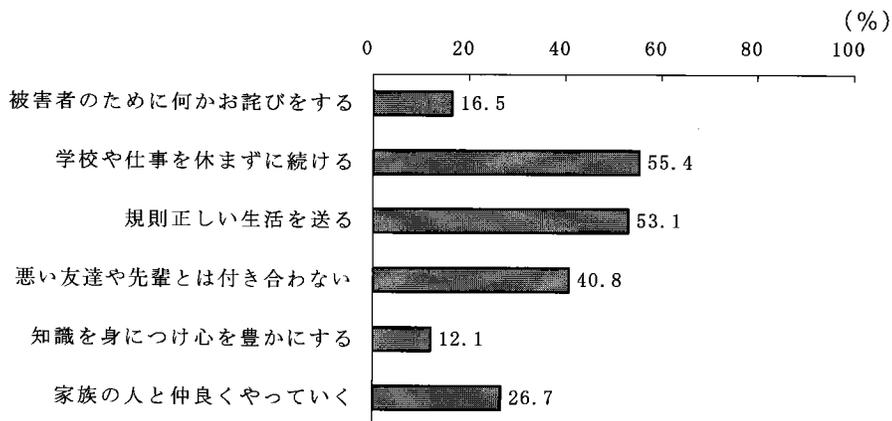
図4-4-2 社会復帰後の大切な事項に関する認識



- 注 1 最大三つまでの複数回答である。
2 無回答を除く。

少年鑑別所意識調査における、同様の事項に関する認識は、図4-4-3のとおりである。重大事犯少年の方が、圧倒的に「被害者のために何かおわびをする」と回答した者の比率が高く、被害者への謝罪を社会復帰の前提となる大切な事項と重大事犯少年が認識していることがうかがわれる。

図4-4-3 社会復帰後の大切な事項に関する認識（少年鑑別所意識調査）



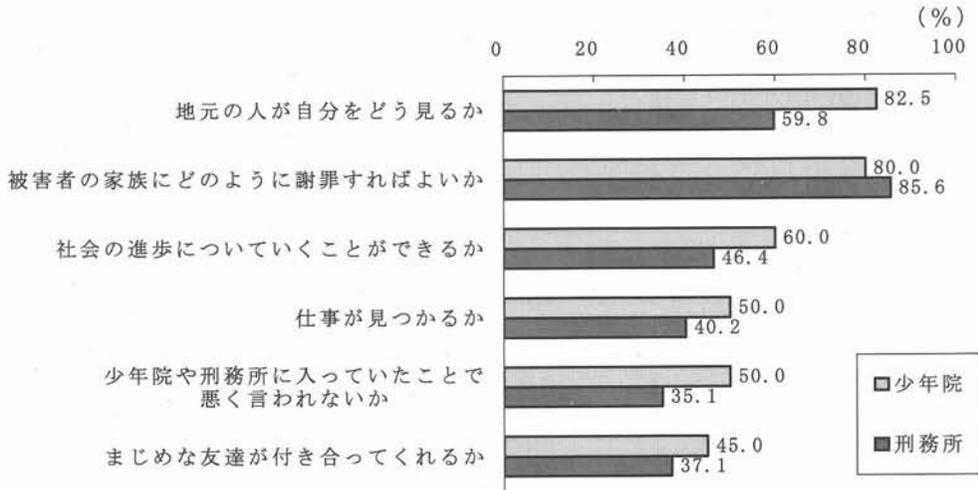
- 注 最大三つまでの複数回答である。

社会復帰後の心配な事項について、「施設を出てからの生活で、どのようなものを心配と考えていますか」と質問した。社会復帰後の心配な事項に関する認識は、図4-4-4のとおりである。

少年院在院者、刑務所在所者ともに、「被害者の家族にどのように謝罪すればよいか」を心配する者の

比率が高く、社会復帰後に大切と考えている被害者への謝罪の方法について悩む者が多いことがうかがえる。また、少年院在院者では、「地元の人が自分をどう見るか」と出院後を心配する者の比率が高いなど、刑務所在所者よりも様々な事項について心配とする比率が高く、出院後の不安をより多く抱えていることがうかがわれる。

図 4-4-4 社会復帰後の心配な事項に関する認識

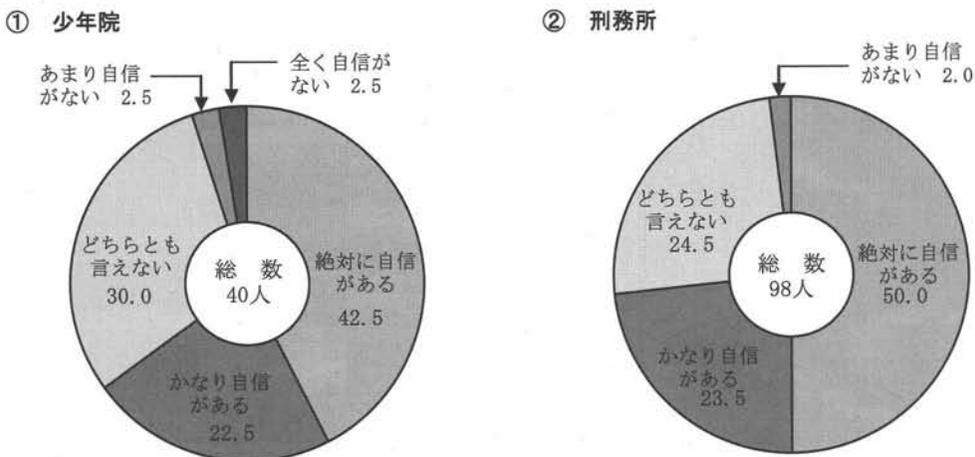


注 1 上限のない複数回答である。
2 無回答を除く。

再犯をしない自信に関する認識について、「施設出院後、また警察に捕まるようなことをしない自信がありますか」と質問した。再犯をしない自信に関する認識は、図 4-4-5 のとおりである。

刑務所在所者の方が、少年院在院者よりも「絶対に自信がある」と回答した者の比率が高く、少年院在院者の方が、刑務所在所者よりも「どちらともいえない」と回答した者の比率が高かった。図 4-4-4 で見たように、少年院在院者の方が出院後の不安をより多く抱えていることが再犯に対する自信の乏しさなどにつながっているとも考えられる。

図 4-4-5 再犯しない自信に関する認識

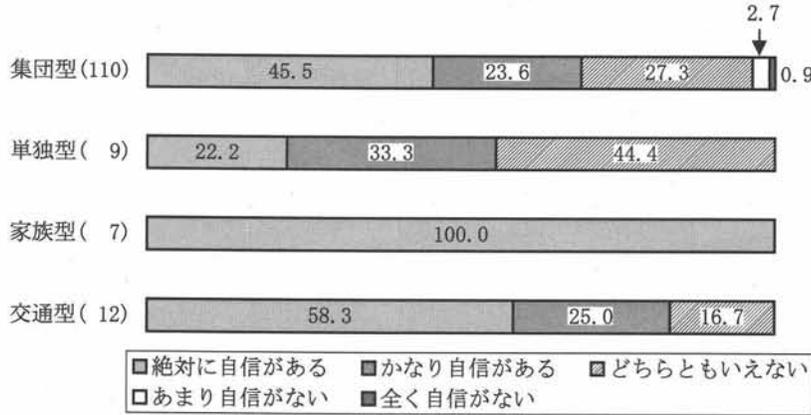


注 単一回答である。

非行類型別にみた再犯をしない自信に関する認識は、図4-4-6のとおりである。

家族型は、全員が「絶対に自信がある」と回答していた。また、単独型は、「どちらともいえない」が44.4%と最も高く、他の非行類型と比較して再犯の自信に乏しいことがうかがわれる。

図4-4-6 再犯しない自信に関する認識（非行類型別）



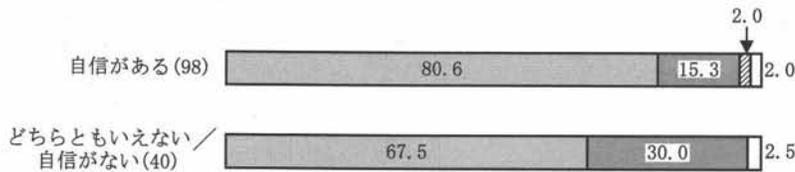
注 () 内は、実人数である。

再犯をしない自信に影響を与えている要因を探るため、図4-3-2で見た、親との関係の認識との関連を検討する。図4-3-3で見たように、非行を思い止まらせる心のブレーキとしては、「家族のこと」が最も多く選択されており、再犯をしない自信と親との関係の認識が密接に関連すると思われるからである。

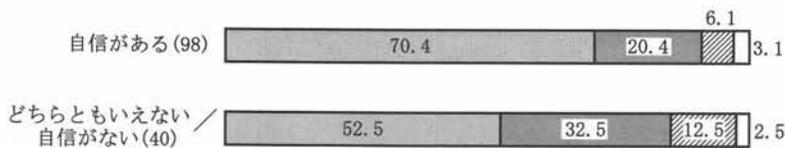
再犯をしない自信に関する認識と親との関係の認識との関連は、図4-4-7のとおりである。

図4-4-7 再犯しない自信に関する認識（親との関係の認識との関連）

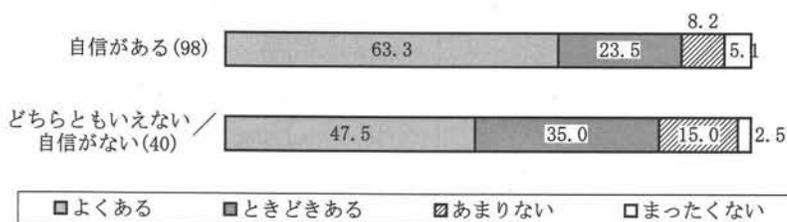
① 愛されている感じ



② 耳をかたむけてくれる感じ



③ 信頼されている感じ



注 1 「自信がある」は、「絶対に自信がある」及び「かなり自信がある」を合計したものであり、「どちらともいえない/自信がない」は、「どちらともいえない」、「あまり自信がない」及び「全く自信がない」を合計したものである。
 2 () 内は、実人数である。

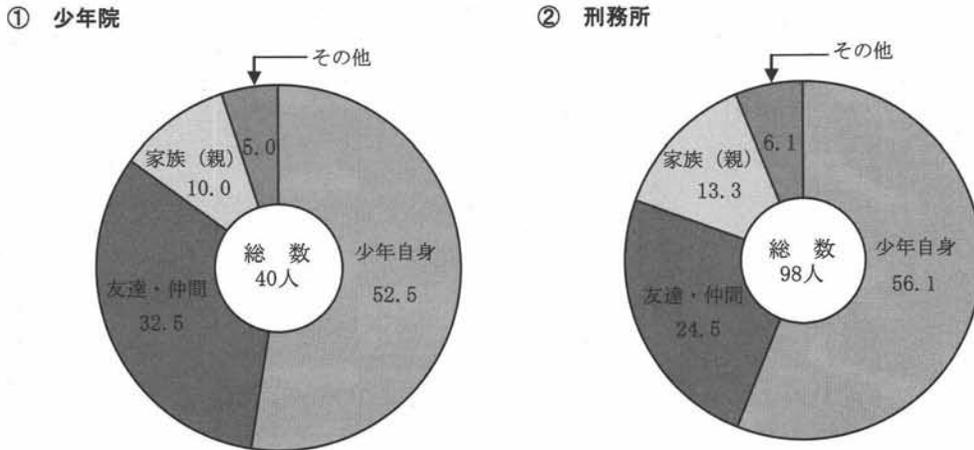
「自信がある」（「絶対に自信がある」及び「かなり自信がある」の合計。以下同じ。）及び「どちらともいえない／自信がない」（「どちらともいえない」、「あまり自信がない」及び「自信がない」の合計。以下同じ。）と回答した者について、現在の親との親和的関係の認識に関する質問項目（「愛されている感じ」、「耳をかたむけてくれる感じ」及び「信頼されている感じ」）の回答を比較すると、いずれの質問に対しても、「どちらともいえない／自信がない」とした者よりも、「自信がある」と回答した者の方が、親に対して親和的感情を抱くことが「よくある」とする比率が高かった。このことから、親との関係を良好に認識している者ほど、再犯しない自信を強く示していることがうかがわれる。

5 非行原因、少年法等に関する認識

非行原因に関する認識は、図4-5-1のとおりである。

少年院在院者、刑務所在所者ともに、「少年自身」と回答した者の比率が、半数以上であった。他方、「友達・仲間」と回答した者の比率は、少年院在院者の方がやや高く、「家族（親）」と回答した者の比率は、刑務所在所者の方が高かった。なお、少年鑑別所意識調査において、同様の質問をしたところ、「自分自身」53.0%、「友達・仲間」32.7%、「家族（親）」8.4%及び「その他」5.9%であり、重大事犯少年の少年院在院者の非行原因に関する認識とほぼ同じであった。

図4-5-1 非行原因に関する認識



非行少年処遇に関する意見は、図4-5-2のとおりである。

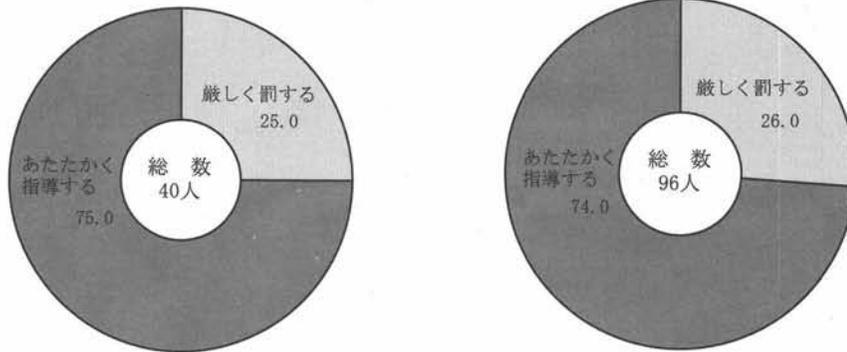
少年院在院者、刑務所在所者ともに、「厳しく罰する」及び「あたたかく指導する」と回答した者の比率は、ほぼ同じであった。

少年鑑別所意識調査における、同様の意見は、図4-5-3のとおりである。重大事犯少年の方が、「厳しく罰する」と回答した者の比率が高かった。

図4-5-2 非行少年処遇に関する意見

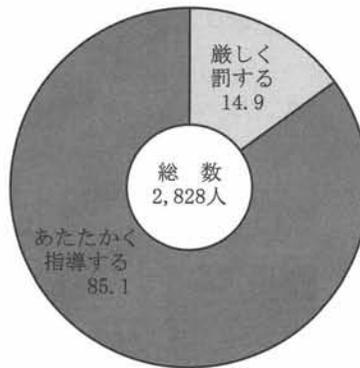
① 少年院

② 刑務所



注 無回答を除く。

図4-5-3 非行少年処遇に関する意見 (少年鑑別所意識調査)



注 無回答を除く。

少年法に関する知識は、図4-5-4のとおりである。

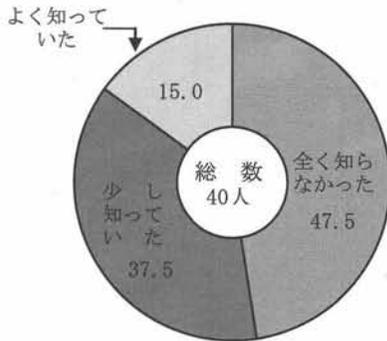
少年法に関する知識について、「知っていた」(「よく知っていた」及び「少し知っていた」の合計。以下同じ。)と回答した者の比率を、質問ごとに比較すると、3の「14歳未満の少年であれば、少年院や刑務所には入らない」が最も高く、次いで、1の「被害者を死亡させた事件を起こした16歳以上の少年は、原則として大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける」であり、2の「14歳以上の少年であれば、大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける場合もある」が最も低かった。

少年院在院者と刑務所在所者について比較すると、すべての質問において、少年院在院者の方が「知っていた」と回答した者の比率が高かった。

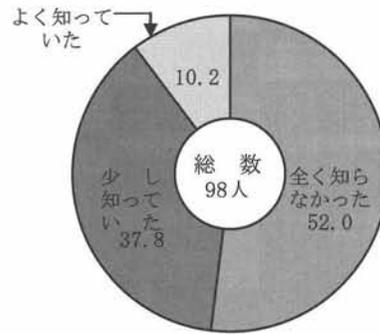
図 4 - 5 - 4 少年法に関する知識

1 被害者を死亡させた事件を起こした16歳以上の少年は、原則として大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける。

① 少年院

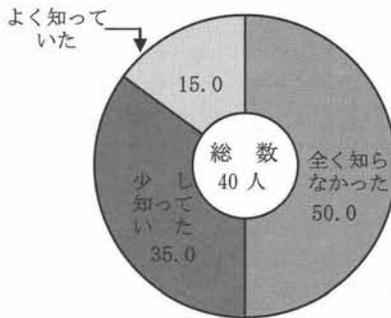


② 刑務所

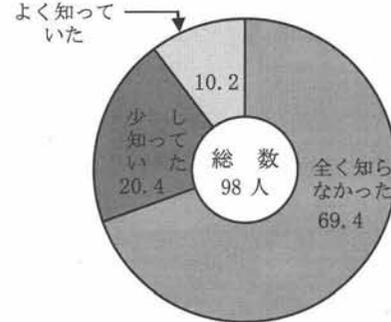


2 14歳以上の少年であれば、大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける場合もある。

① 少年院

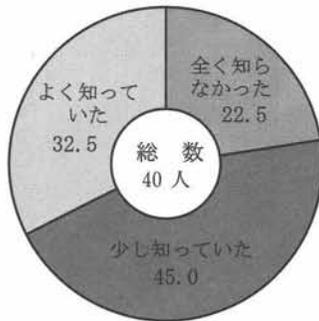


② 刑務所

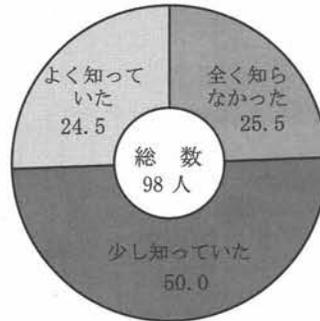


3 14歳未満の少年であれば、少年院や刑務所には入らない

① 少年院



② 刑務所



第5 重大事犯少年の矯正施設における処遇

1 少年院における処遇

(1) 少年院調査対象者の属性

調査対象者278人のうち、少年院送致とされた者は、123人（44.2%）であり、このうち、原則逆送少年で少年院送致とされた者は90人（起訴後、地方裁判所の審理の結果、家庭裁判所に移送され、少年院送致とされた10人を含む。）であった。少年院送致決定の種別は、中等少年院送致が76人（84.4%）、特別少年院送致が9人（10.0%）、医療少年院送致が5人（5.6%）であった。中等少年院送致の76人のうち、一般短期処遇は11人（14.5%）、長期処遇は65人（85.5%）であった。また、原則逆送少年で少年院送致とされた90人のうち、平成17年3月31日までに少年院を出院した者は、52人（57.8%）であった。

ここでは、この52人の少年院出院者（以下「少年院調査対象者」という。）に対して、少年院において、どのような処遇計画を立て、どのような処遇を行ったかについて、法務省矯正局の資料に基づいて分析を行った。

少年院調査対象者を男女別に見ると、男子43人（82.7%）、女子9人（17.3%）であった。非行名別・非行類型別に見ると、表5-1-1のとおりである。

非行名では、傷害致死が35人（67.3%）と最も多く、次いで、殺人が12人（23.1%）であった。非行類型別では、集団型が34人（65.4%）と最も多く、次いで、家族型が14人（26.9%）であった。

表5-1-1 非行名別・非行類型別少年院調査対象者

非 行 名	総 数	集団型	単独型	家族型	交通型
総 数	52 (100.0)	34 (65.4)	3 (5.8)	14 (26.9)	1 (1.9)
殺 人	12 (100.0)	—	1 (8.3)	11 (91.7)	—
強 盗 致 死	3 (100.0)	3 (100.0)	—	—	—
傷 害 致 死	35 (100.0)	31 (88.6)	2 (5.7)	2 (5.7)	—
危 険 運 転 致 死	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)
保 護 責 任 者 遺 棄 致 死	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—

注（ ）内は、構成比である。

少年院調査対象者を入院少年院種別・非行類型別に見ると、表5-1-2のとおりである。

入院した少年院の種別は、中等少年院が48人と92.3%を占めていた。家族型で医療少年院に入院した2人は、人格障害の疑いのある者と非定型精神病の疑いのある者であった。なお、中等少年院へ入院したものの、在院中に心因反応と診断され、医療少年院に移送され、医療少年院から出院した者が1人いた。

表5-1-2 入院少年院種別・非行類型別少年院調査対象者

種 別	総 数	集団型	単独型	家族型	交通型
総 数	52 (100.0)	34 (65.4)	3 (5.8)	14 (26.9)	1 (1.9)
中等少年院	48 (100.0)	33 (68.8)	3 (6.3)	11 (22.9)	1 (2.1)
特別少年院	2 (100.0)	1 (50.0)	—	1 (50.0)	—
医療少年院	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)	—

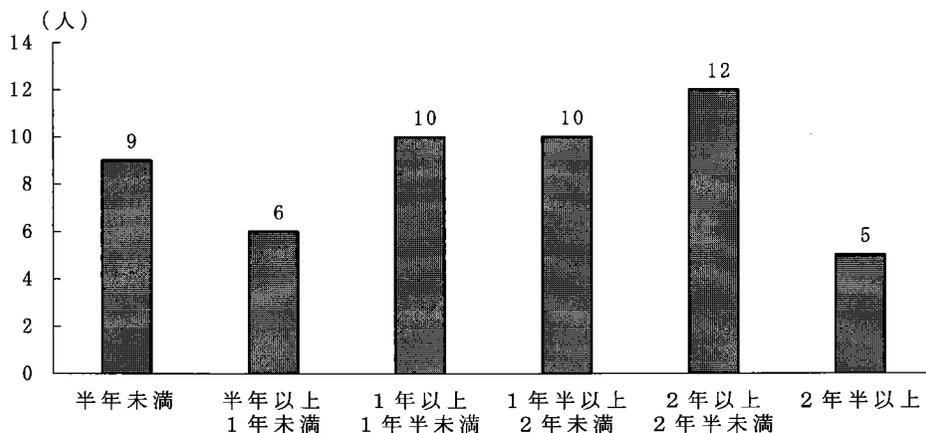
注（ ）内は、構成比である。

(2) 個別的処遇計画の内容

個別的処遇計画は、家庭裁判所が一般短期処遇勧告を行った場合にはそれに従い、その他の処遇勧告を行った場合にはその勧告の趣旨を十分に尊重して立案されている。個別的処遇計画で設定した教育期間は、図5-1-3のとおりである。

家庭裁判所から一般短期処遇の処遇勧告があった9人は、教育期間を半年未満に設定していた。他方、収容期間について2年から3年程度の家裁判所の処遇勧告があった者が多く、設定された教育期間の幅は、最大3年まで広がっていた。

図5-1-3 個別的処遇計画で設定した教育期間



注 法務省矯正局の資料による。

非行名別に個別的処遇計画で設定した教育期間を見ると、殺人は、2年以上が5人(41.7%)であり、強盗致死は、3人全員が2年以上の設定であった。傷害致死は、設定された教育期間が半年以内から2年半以上まで散らばっており、2年以上の設定が9人(25.7%)であった。他方、危険運転致死の1人は、家庭裁判所から一般短期処遇勧告がなされており、半年未満の設定であった。保護責任者遺棄致死の1人は、1年半の設定であった。

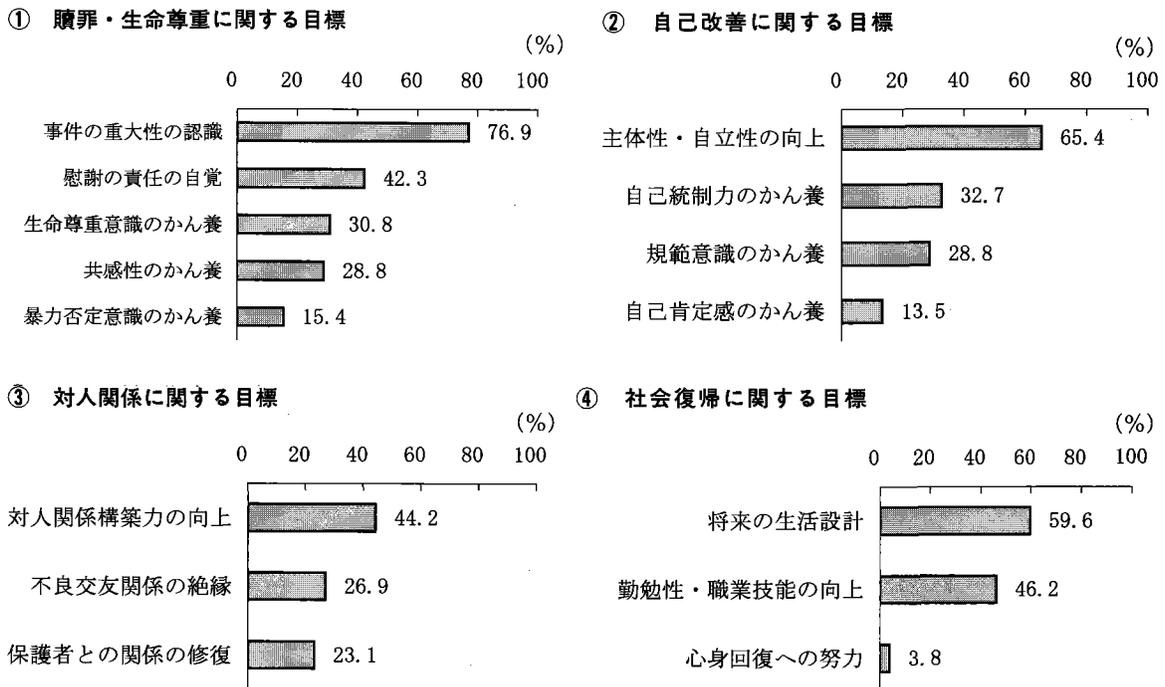
個別的処遇計画で設定した個人別教育目標の内容は、図5-1-4のとおりである。

贖罪・生命尊重に関連する分野では事件の重大性の認識に関する目標、自己改善に関連する分野では主体性・自立性の向上に関する目標、対人関係に関連する分野では対人関係構築力の向上に関する目標、社会復帰に関連する分野では将来の生活設計に関する目標が、それぞれ多く設定されていた。

なお、入院当初に設定された個別的処遇計画の教育期間及び個人別教育目標等は、目標達成が容易でないと見込まれるとき、保護環境上の変動があったとき等、随時、その内容が検討され、修正又は変更される。少年院調査対象者中、心因反応により精神面での不調を来し、一般少年院から医療少年院に移送された少年等の場合には、個別的処遇計画の内容の修正・変更が行われていた。

個人別教育目標の内容を非行類型別に見ると、集団型では、事件の重大性の認識に関する目標が67.6%と最も多く設定されており、次いで、主体性・自立性の向上に関する目標が64.7%であった。他の非行類型と比較すると、集団型では、勤勉性・職業技能向上に関する目標が52.9%、不良交友関係の絶縁に関する目標が41.2%と比較的多く設定されていた。家族型では、事件の重大性の認識に関する目標が92.9%と最も多く設定されていたが、保護者との関係修復に関する目標及び共感性のかん養に関する目標が57.1%と、他の非行類型と比較して多く設定されていたのが特徴的であった。

図5-1-4 個別的処遇計画で設定した個人別教育目標の内容



注 項目に該当する者の比率である。

(3) 教育の実施状況

少年院では、重大事犯少年の場合、事件の重大性の認識、感謝の責任の自覚等の個人別教育目標の達成が特に重要であるとされている。

被害者の視点を取り入れた教育及び治療的教育の実施状況は、図5-1-5のとおりである。

作文指導（事件・被害者関係）、篤志面接委員等との面接、月命日内省（毎月の被害者が亡くなった日に当たる日に事件や被害者について内省を深めさせること）、ロールレタリング（対被害者）等が多くの少年に実施されており、少年院調査対象者52人のうち10人（19.2%）に対して犯罪被害者・遺族による講演が実施されていた。また、個別担任の教官による個別面接及び日記指導等の様々な教育方法が実施されていた。

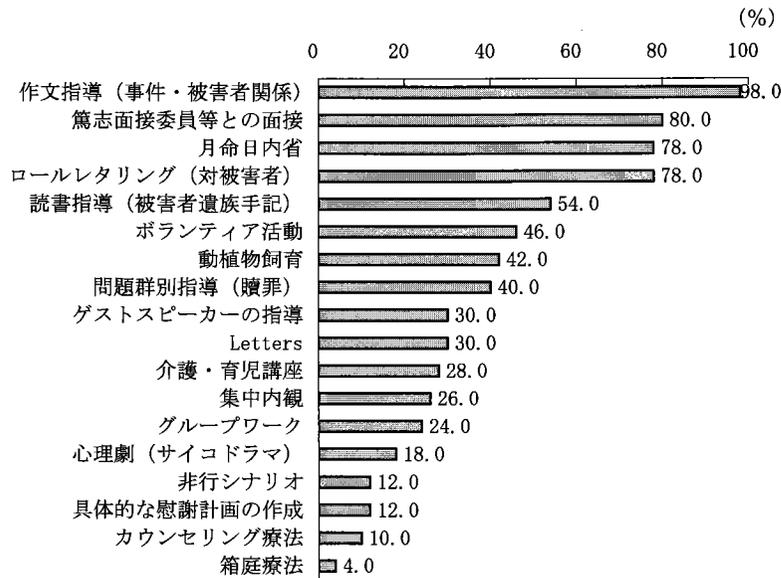
被害者の視点を取り入れた教育及び治療的教育の実施状況の特徴を非行類型別に見ると、集団型では、読書指導（被害者遺族の手記）が60.6%、ゲストスピーカーによる指導が36.4%、グループワークが30.0%に実施されるなど、様々な形態を用いて教育が行われているのに対し、家族型では、篤志面接委員等との面接が92.3%、カウンセリングが23.1%に実施されるなど、個別的な働き掛けが行われているのが特徴的である。これは、それぞれの問題性に合わせて、少年院がプログラムを実施していることを反映したものと考えられる。

保護者に対する働き掛けの実施状況は、図5-1-6のとおりである。

保護者会において保護者に対する働き掛けを行った者の比率が84.6%と最も高かった。さらに、個別的な働き掛けとして、保護者面談並びに少年、保護者及び少年院教官による三者面談が実施されており、保護者会に出席しなかった保護者に対しても、面会等の機会を利用して、積極的に働き掛けを実施していることがうかがわれた。また、実母が心情的に不安定で、親子関係に大きな問題のあった兄殺しの事例において、少年及びその家族に対してファミリーカウンセリングが定期的に行われていた。

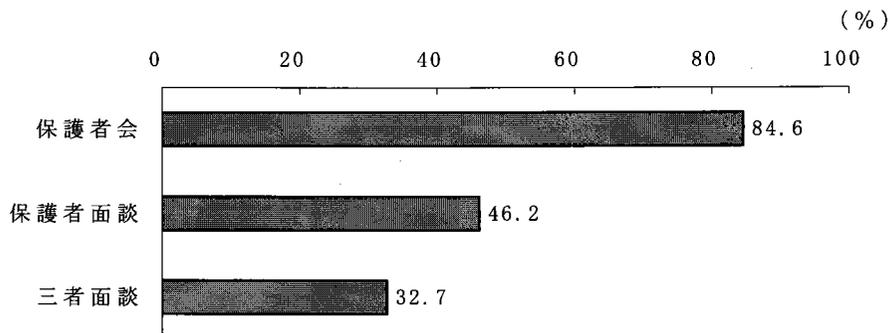
被害者遺族へ謝罪の手紙を出した者は、家族型を除いた38人のうち9人（23.7%）であり、手紙の回

図 5 - 1 - 5 被害者の視点を取り入れた教育・治療的教育の実施状況



- 注 1 教育及び治療的教育の実施状況が不明の2人を除く。
 2 「篤志面接委員等」には、生命と心の相談員及び教諭師を含む。
 3 「ボランティア活動」とは、老人ホーム等での介護福祉実践活動をいう。
 4 「Letters」は、被害者の視点を取り入れた指導教材の名称である。
 5 「非行シナリオ」は、非行時の自分の言動をシナリオ形式にまとめさせ、事件を客観的に振り返らせた指導方法の総称である。
 6 項目に該当する者の比率である。

図 5 - 1 - 6 保護者に対する働き掛けの実施状況



- 注 項目に該当する者の比率である。

数は、1回が7人、3回が2人であった。謝罪の手紙を出した契機は、「本人から自発的に」が4人と最も多く、「民事和解条件」及び「付添人の指導」が2人、「施設の指導」が1人であった。謝罪の手紙を被害者遺族へ直接送った者が1人、保護者を介して送った者が5人、付添人等を介して送った者が3人であった。また、被害者遺族へ具体的な慰謝計画を提示した者は、6人であった。

一般的な処遇経過としては、少年院における様々な働き掛けを通して、自らの問題を見つめ直し、改善し、出院に至っている。ただ、出院時の処遇成績が良好であった者も入院当初から良好な状態であったわけではない。入院時には、事件の原因を共犯者に押し付けようとする意識が強かったり、周囲に同調しやすいという自分の問題を意識するあまり、何事にも消極的であったり、収容期間の長さにも不満を抱いたりするなどの問題が見られた。しかし、教官による指導、保護者との交流等を通じて行動面、意識面に大きな改善が見られている。

一方、問題性が大きく、処遇に困難を来した主な事例は、次のとおりである。

暴力によるストレス発散傾向が強かった傷害致死の事例（集団型の男子）

主犯が成人の集団傷害致死事件に同調的に関与し、特別少年院送致とされた事例。

入院後も周囲の状況に影響されやすく、教官に対して暴力を振るう規律違反を引き起こした。家庭的には、幼少期から酒癖が悪く暴力的な父親にほろろうされ続け、い縮しがちな性格傾向が形成されてきていたが、そうした弱さを見せまいと虚勢を張り、暴力によってストレスの発散を図ろうとする姿勢が身に付いていた。

こうした少年に対し、部外者による継続的なカウンセリングを実施し、心情の安定を図るとともに、暴力という手段を用いることの問題性に目を向けさせた結果、徐々に落ち着いて課題に取り組むようになった。また、弁護士の指導によって具体的感謝計画を被害者の遺族に提示し、受け入れられたことによって、真しな姿勢で和解金を支払っていく決意を固めるようになった。

付和雷同性が強く、内省が深まらなかった傷害致死の事例（集団型の男子）

仲間の悪口を言ったとして、被害者に集団で暴行を加えた傷害致死事件に関与し、中等少年院送致とされた事例。

寮集団の中で生活が不良な者に付和雷同しようとする傾向が強くなり、規律違反を繰り返した。両親が共働きで、甘えられずに寂しい思いをしてきたというひがみが強く、大人に甘えたい気持ちを残しているが、意地を張って素直に甘えることができず、仲間集団に迎合しやすかった。

こうした少年に対し、犯罪被害者について考えさせるグループワークに参加させたり、担任教官による個別面接を繰り返し実施した。その最中に、父親の死に直面し、これまでの親子関係を見直していこうとする姿勢も強まり、責任感やリーダーシップも徐々に発揮できるようになった。

困難場面で不安を強めやすかった事例（集団型の女子）

年長の成人共犯に追従して強盗殺人に加担し、中等少年院送致とされた事例。

当初は少年院生活に前向きに取り組んでいたが、次第に心情不安定となり、悲観的な気分に支配され、極端な食欲不振状態に陥った。もともと動作が遅く、不器用な少年であったが、神経質な父親、気持ちにゆとりの乏しい母親によって、干渉的な養育が行われ、現実対処力の乏しさや不安になりやすい傾向が顕著に認められた。

こうした少年に対し、精神医療面での配慮を優先して、いったん医療少年院に移送し、精神科医による精神療法を集中的に行い、症状の回復を見たことから、再び元の少年院へ戻した。その後も、しばらくは身体面での不調をたびたび訴え、個室で休養をとる状態が続いたが、少年及び保護者に対する面談指導等を継続的に行った結果、家族関係に改善が見られ、両親と共に贖罪を続けていこうとする気持ちが強まり、供養のために写経を行ったりするようになった。

自分の中だけでマイナスの感情を増幅させがちだった事例（家族型の男子）

家族に暴力を振るっていた実父を殺害し、中等少年院送致とされた事例。

少年院入院後、シーツやタオルをつなぎ合わせて「嫌なことがあったら、いつでも死ねる準備をしている」と言ったり、自傷行為や異物えん下等の問題行動が続いた。被害感や自己嫌悪感が顕著で、それを適切に解消できないまま、自分の中だけでマイナスの感情を増幅させやすかった。

こうした少年に対し、精神医療面での配慮を優先して医療少年院へ移送し、処遇を実施することにした。医療少年院では、精神科医による精神療法を集中的に行ったり、サイコドラマ、担任教官による保護者を含めた三者面談等を実施した。その結果、次第に心情が落ち着き、職員に対しても本心を語ったり、日記等にも不満を表現することができるようになった。ただ、入院後も適切な形でストレス発散ができるかどうかには若干の不安が残った。

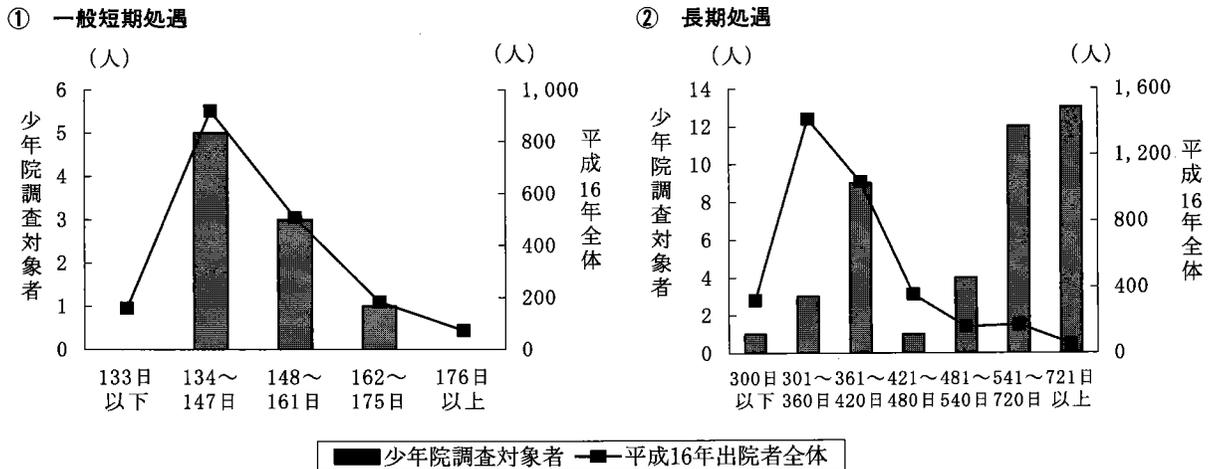
以上のように、事件の悪質性の度合いと少年院内での処遇の困難さが単純に比例するわけではない。むしろ、少年院内での処遇に困難を来す背景には、資質面での問題の根深さ、家族の支えの乏しさ等があることがうかがわれた。特に、集団非行に走りやすい他者依存性の強さ、混乱した家庭環境の中で放置されてきた情緒面での未成熟さ等によって、少年院の集団処遇にうまく乗れず、規律違反や自殺未遂等の問題行動を繰り返す者が見られた。これら処遇に困難を来した少年に対しては、前述のように、数人の教官チームによる集中的な個別処遇の実施、教育期間の延長、他少年院への移送等の様々な働き掛けを行い、問題の改善を確認できた状態で出院させている。

(4) 出院状況

52人の出院事由は、すべて仮退院であった。入院から出院までの在院期間は、図5-1-7のとおりである。

一般短期処遇の9人は、いずれも半年内で出院していた。長期処遇の43人は、平成16年の少年院出院者全体の在院期間と比較すると、在院期間がかなり長くなっている者が多かった。

図5-1-7 在院期間（日数）



注 矯正統計年報及び法務省矯正局の資料による。

出院時の引受人別構成比は、図5-1-8のとおりである。

実父の比率が67.3%と最も高く、次いで、実母(23.1%)、その他の親族(5.8%)、更生保護施設(1.9%)の順であった。地元の暴力団との関係を絶つために、地元から離れた祖母のもとに帰住した者等、積極的な帰住調整が行われた者も含まれていた。

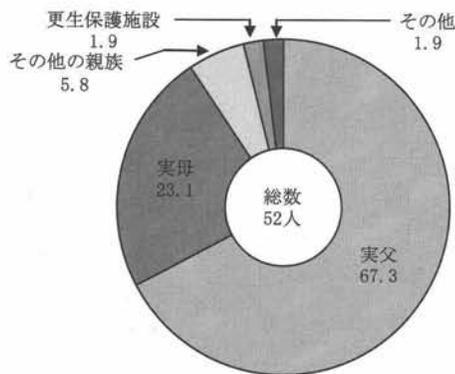
非行類型別に出院時の引受人を見ると、集団型は、実父の比率が79.4%と最も高く、次いで、実母(17.6%)、その他の親族(2.9%)の順であった。単独型の3人は、実父、継父及びその他の親族がそれぞれ1人ずつであった。家族型は、実父の比率が50.0%と最も高く、次いで、実母(35.7%)、その他の親族(7.1%)、更生保護施設(7.1%)の順であった。交通型の1人は、実母が引受人であった。

出院時の進路別構成比は、図5-1-9のとおりである。

就職希望の者が多いが、就職先が決定していた者の比率は、25.0%にとどまっていた。復学・進学希望者も学校が決定していた者の比率は、3.8%にとどまっていた。

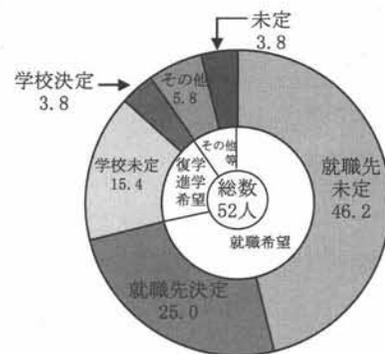
非行類型別に出院時の進路を見ると、集団型は就職先が決定していた者の比率が32.4%と他の非行類型と比較してやや高かった。他方、家族型は、復学・進学希望であるが学校が決定していない者の比率が28.6%と他の非行類型と比較してやや高かった。

図5-1-8 出院時の引受人別構成比



注 法務省矯正局の資料による。

図5-1-9 出院時の進路別構成比



注 1 法務省矯正局の資料による。

2 「その他」は、家事手伝い(2人)及び療養生活(1人)である。

2 刑務所における処遇

(1) 刑務所調査対象者の属性

調査対象者278人のうち、平成16年3月31日までに刑が確定した51人の少年受刑者(以下「刑務所調査対象者」という。)を対象に、17年2月1日までの時点で、刑務所においてどのような処遇計画を立て、どのような処遇を行っているかを法務省矯正局の資料に基づいて分析を行った。なお、刑務所調査対象者は、すべて男子で、少年刑務所に収容されていた。

刑務所調査対象者を罪名別・裁判結果別に見ると、表5-2-1のとおりである。

罪名では、傷害致死が41人(80.4%)と大半を占めており、裁判結果では、長期が「3年を超え5年以下」の不定期刑が25人(49.0%)と最も多かった。

表5-2-1 罪名別・裁判結果別刑務所調査対象者

罪 名	総 数	無期懲役	有 期 懲 役			
			定 期 刑	不 定 期 刑		
				10年超え 15年以下	5年超え 10年以下	3年超え 5年以下
総 数	51 (100.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	23 (45.1)	25 (49.0)	1 (2.0)
殺 人	4 (100.0)	—	—	4 (100.0)	—	—
強 盗 致 死	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	—	—
傷 害 致 死	41 (100.0)	—	—	16 (39.0)	24 (58.5)	1 (2.4)
危 険 運 転 致 死	2 (100.0)	—	—	1 (50.0)	1 (50.0)	—

注 法務省矯正局の資料及び法務総合研究所の調査による。

刑務所調査対象者を罪名別・非行類型別に見ると、表5-2-2のとおりである。

家族型はおらず、集団型の傷害致死が40人(78.4%)と大半を占めていた。

(2) 個別的処遇計画の内容

少年受刑者に対する個別的処遇計画に基づく処遇実施期間は、収容後、満20歳に達するまでの期間が3年に満たない者は、収容後3年間を目安とし、その余の者は、満20歳に達するまでの期間とされている。ただし、前記期間内に釈放される者は、釈放までの期間とされている。個別的処遇計画で設定した処遇実施期間は、図5-2-3のとおりである。

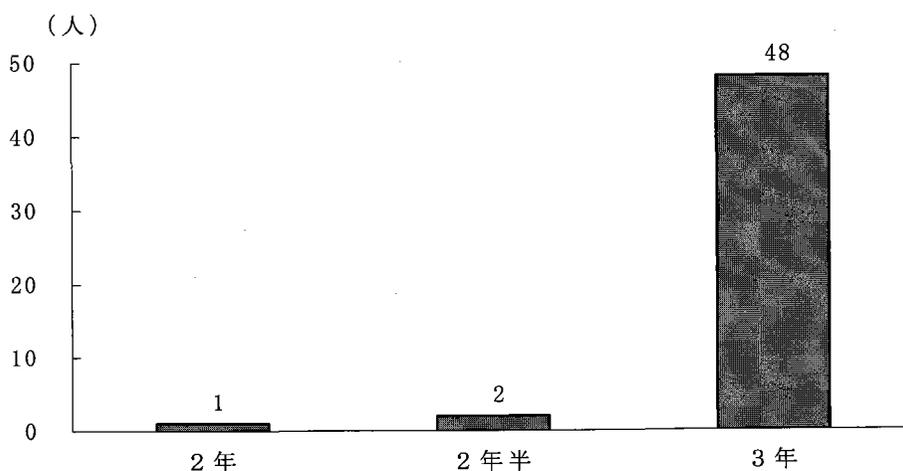
表 5 - 2 - 2 罪名別・非行類型別刑務所調査対象者

罪 名	総 数	集団型	単独型	交通型
総 数	51 (100.0)	45 (88.2)	4 (7.8)	2 (3.9)
殺 人	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	—
強 盗 致 死	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	—
傷 害 致 死	41 (100.0)	40 (97.6)	1 (2.4)	—
危険運転致死	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)

注 1 法務省矯正局の資料及び法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

図 5 - 2 - 3 個別的処遇計画で設定した処遇実施期間



注 法務省矯正局の資料による。

3年の処遇実施期間を設定された者は、48人(94.1%)であった。

個別的処遇計画で設定した個人別処遇目標の内容は、図5-2-4のとおりである。

贖罪・生命尊重に関連する分野では感謝の責任の自覚に関する目標、自己改善に関連する分野では自己統制力のかん養に関する目標、対人関係に関連する分野では対人関係構築力の向上に関する目標、社会復帰に関連する分野では勤勉性・職業技能の向上に関する目標が、それぞれ多く設定されていた。

(3) 処遇の実施状況

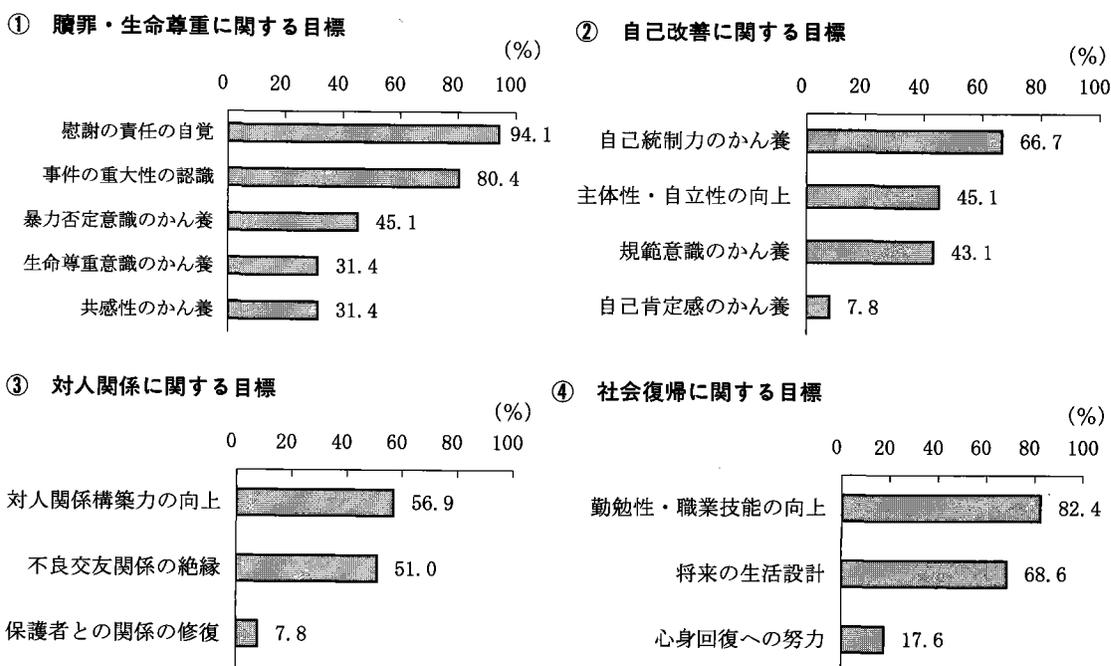
刑務所調査対象者51人のうち、平成17年2月1日までに出所した者は、仮出獄の3人だけであり、その余の48人は刑務所在所中である。したがって、以下の処遇の実施状況は、多くの者が途中経過の実施状況であることに留意が必要である。

少年受刑者に対する処遇は、重大事犯の場合、事件の重大性の認識、感謝の責任の自覚等の個人別教育目標の達成が特に重要であるとされている。

被害者の視点を取り入れた教育等の実施状況は、図5-2-5のとおりである。

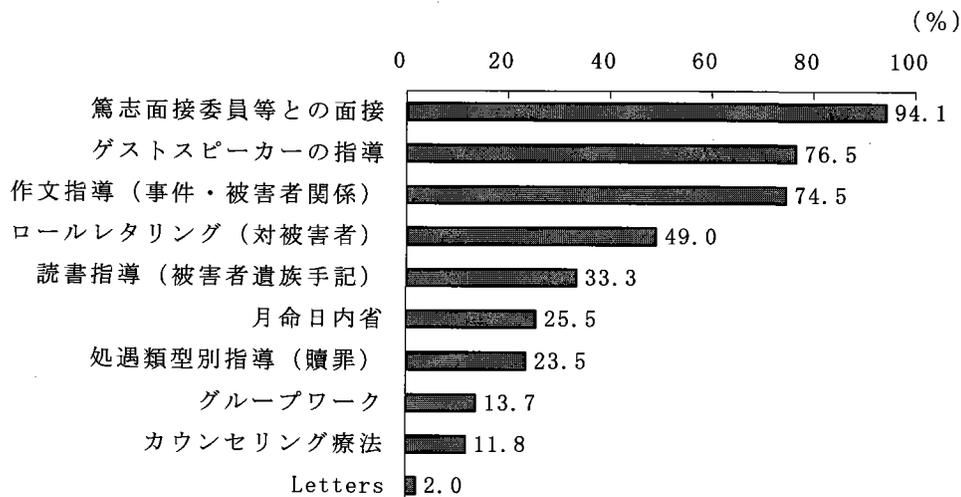
篤志面接委員等との面接、ゲストスピーカーによる指導、作文指導(事件及び被害者関係)等が多く実施されており、刑務所調査対象者51人のうち28人(54.9%)に対して犯罪被害者・遺族による講演が実施されていた。また、個別担任の教官による個別面接及び日記指導等が実施されていた。

図5-2-4 個別的処遇計画で設定した個人別処遇目標の内容



注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 項目に該当する者の比率である。

図5-2-5 被害者の視点を取り入れた教育等の実施状況



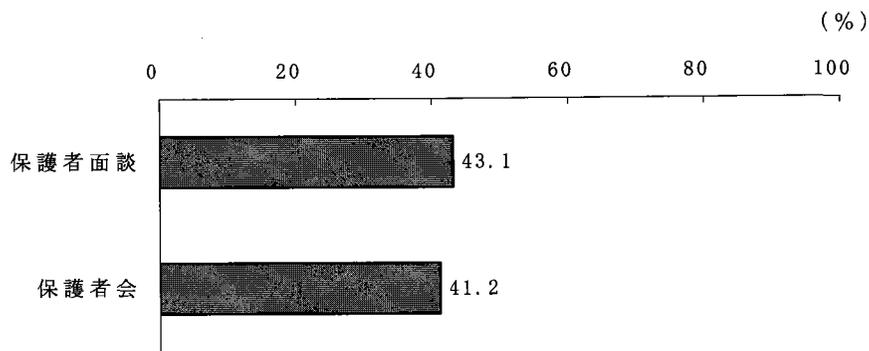
注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「篤志面接委員等」は、教誨師を含む。
 3 「Letters」は、被害者の視点を取り入れた指導教材の名称である。
 4 項目に該当する者の比率である。

保護者に対する働き掛けの実施状況は、図5-2-6のとおりである。

保護者会による働き掛けは、21人 (41.2%) に対して実施されていた。さらに、個別的な保護者への働き掛けとして、保護者面談が22人 (43.1%) に対して行われていた。

被害者遺族へ謝罪の手紙を出した者は、15人 (29.4%) であり、手紙の回数は、1回が6人、2回が3人、3回が5人、4回が1人であった。謝罪の手紙を出した契機は、「民事和解条件」が5人と最も多く、「本人から自発的に」が4人、「保護者の指導」が3人、「被害者遺族の要請」が2人、「施設の指導」

図 5 - 2 - 6 保護者に対する働き掛けの実施状況



注 1 法務省矯正局の資料による。
2 項目に該当する者の比率である。

が1人であった。謝罪の手紙を被害者遺族へ直接送った者が3人、保護者を介して送った者が12人であった。また、被害者遺族へ具体的慰謝計画を提示した者は、1人であった。

一般的な処遇経過を見ると、入所当初から良好な状態が持続している者が多い。ただし、職業訓練には意欲を示しているが、職員に対してなかなか心を開こうとせず、内心何を考えているのか計りかねる者、可もなく不可もなく生活しているが、職員からの指導をどの程度真剣に受け止めているか分からない者等も見られた。その中で、生活面での問題性が目立った主な事例は、次のとおりである。

仲間との関係維持にばかり目を奪われがちな事例（集団型の男子）

日ごろから気に入らないと思っていた被害者に集団で暴行を加えて死亡させた傷害致死の事例。

入所後も落ち着きが見られず、物品の不正授受行為や自傷行為によって懲罰を受けるなど、自分の問題に向き合うことができない状態が続いた。親への恨みと甘えの両方を強く残しており、親以外の対人関係においても相手との関係維持にばかり目を奪われやすいという問題性が顕著である。

こうした少年に対し、教官による作文指導や篤志面接委員による面接指導を継続的に実施するとともに、外部講師による音楽や書道の情操教育を行っている。また、自動車整備の職業訓練に編入させ、将来の職業生活の自信となる資格取得に向けて、精一杯努力していくように働き掛けを行っている。

反社会的な価値態度が顕著な事例（集団型の男子）

暴走中のトラブルから金属バットで被害者の頭部を殴り、死亡させた傷害致死の事例。

入所後も周囲の雰囲気振り回されて気の緩んだ行動が見られたり、軽はずみな言動で周囲とトラブルになって取調べを受けるなど、低調な生活が続いていた。もともと気弱であるにもかかわらず、周囲の評価を気にして虚勢を張って自分の強さを示そうとする傾向が顕著である。

こうした少年に対し、心理技官による定期的なカウンセリングを実施したり、生命犯を対象としたグループワークに参加させた結果、周囲に流されずに規則を守って生活しようとする姿勢が出てきている。

自分に都合のよい現実認識をしがちで失敗を繰り返しやすい事例（集団型の男子）

暴走族への参加を断ってきた被害者に対する制裁として集団で暴行を加えて死亡させた傷害致死の事例。

入所後から意欲にむらがあり、課題への取組が持続しなかった。周囲に対する配慮が乏しく、言葉遣いも荒いことから周囲からも浮き上がった状態が続いた。自己評価は肯定的であるが、自分に都合のよい現実認識をしがちで、感情のままに動いたりして軽率な失敗をしがちであった。

こうした少年に対し、心理技官による定期的なカウンセリングを実施中であり、その中で現実を客観的にとらえていく構えが徐々に見え始めている。

以上のように、事件の悪質性の度合いと刑務所内での処遇経過が単純に比例するわけではなく、資質面での様々な問題によって不良な生活態度が現れてきていることがうかがわれる。なお、これら生活面での問題が目立った者は、いずれも在所中であり、問題の解決に向けて刑務所内で様々な働き掛けが行われている。

第6 重大事犯少年の保護観察

1 調査実施方法

(1) 保護観察所調査対象者の属性

調査対象者278人のうち、平成16年9月30日までに、裁判所の決定又は矯正施設からの仮釈放により保護観察に付された者は、86人であった。この86人の保護観察対象者（以下「保護観察所調査対象者」という。）の、男女別、犯行時年齢別、非行名別、保護観察の種類別、保護観察の終了事由等別の分布は、表6-1-1のとおりである。

表6-1-1 調査対象者の概要

① 男女別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
男	74 (86.0)
女	12 (14.0)

③ 非行名別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
殺 人	11 (12.8)
傷 害 致 死	68 (79.1)
危 険 運 転 致 死	3 (3.5)
そ の 他	4 (4.7)

⑤ 保護観察の種類別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
保護観察処分少年	24 (27.9)
仮退院者	58 (67.4)
仮出獄者	3 (3.5)
保護観察付執行猶予者	1 (1.2)

② 犯行時年齢別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
14 歳	5 (5.8)
15 歳	18 (20.9)
16 歳	19 (22.1)
17 歳	23 (26.7)
18 歳	10 (11.6)
19 歳	11 (12.8)

④ 非行類型別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
家 族 型	17 (19.8)
交 通 型	3 (3.5)
集 団 型	59 (68.6)
単 独 型	7 (8.1)

⑥ 保護観察の終了事由等

区 分	総数	期間満了	良好措置 で終了	不良措置 で終了	係属中
総 数	86 (100.0)	23 (26.7)	14 (16.3)	—	49 (57.0)
保護観察処分少年	24 (100.0)	2 (8.3)	9 (37.5)	—	13 (54.2)
少年院仮退院者	58 (100.0)	20 (34.5)	4 (6.9)	—	34 (58.6)
仮出獄者	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	—	1 (33.3)
保護観察付執行猶予者	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)

注 () 内は、総数に対する保護観察の終了事由等別構成比である。

男女別では、男子が86.0%、女子が14.0%であり、男子が圧倒的に多い。

犯行時年齢別では、17歳が26.7%で最も多く、15歳、16歳がともに約2割、18歳、19歳がともに約1割であり、14歳は5.8%であった。

非行名別では、傷害致死が約8割と非常に多く、殺人は約1割である。危険運転致死や保護責任者遺棄致死が少数あった。

また、非行類型別では、集団型が59人(68.6%)と最も多く、次いで、家族型の17人(19.8%)であった。

保護観察の種類別では、少年院仮退院者が67.4%と最も多く、次いで、保護観察処分少年が27.9%であった。事件により検察官に逆送され、結果として、刑務所を仮出獄した者は3人、保護観察付き執行猶予者は1人であった。

保護観察の終了事由等を見ると、保護観察係属中の者が57.0%であり、期間満了で終了した者が26.7%、その余が保護観察の成績が良好のため、解除、退院、又は不定期刑の終了により、終了した者であった。

(2) 調査方法

本調査は、保護観察処分少年及び保護観察付き執行猶予者については保護観察事件記録に基づき、少年院仮退院者及び仮出獄者については保護観察事件記録及び環境調整事件記録に基づき、法務総合研究所職員又は調査対象の保護観察事件に係属する保護観察所職員が行った。調査時点は、保護観察係属中の者については平成17年1月～2月、保護観察が終了していた者については保護観察終了時である。

なお、本調査の対象は86件と少なく、対象の属性や事案、成り行き等について、量的に観察するには充分とは言い難い。保護観察所調査対象者の属性や類型ごとに見ると、その数は更に少なくなるので、内容に応じて、代替的に、少年の問題性に応じた処遇がどのように展開され、どのような経過をたどったかの理解に資するため、調査対象事例の中から任意に抽出した保護観察事件について、事案の概要、保護観察の状況、被害者に関連する事項を紹介する。

2 調査の結果

(1) 矯正施設収容中の環境調整の状況

通常、環境調整は、対象者の年齢、性別、資質、生活歴、罪質、帰住予定地の環境等を考慮し、保護司を担当者として指名して実施される。担当保護司は、環境調整開始当初に状況の報告をした後においては、その環境に著しい変動が生じたとき、及び変動がなくとも一定の期間ごと(少年院在院者については、おおむね3月ごと)に調査や必要な調整を行っている。

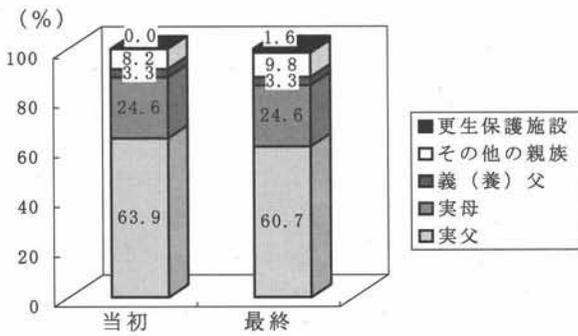
したがって、収容期間の長短により、環境調整の実施回数が異なるため、本調査においては、環境調整開始当初及び仮釈放前の最終の環境調整報告書から、状況を把握することとした。調査対象は、本件により矯正施設に収容された61人である。

ア 環境調整の状況

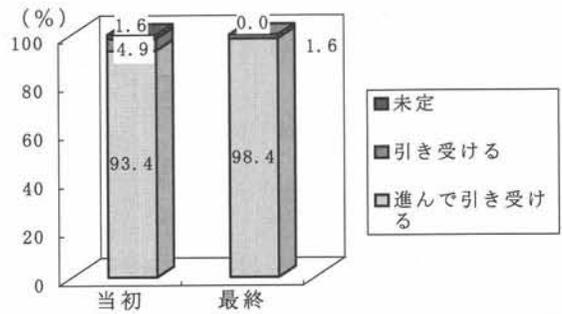
対象者が矯正施設に収容された当初の状況と、仮釈放になる前の状況について調査を行った。図6-2-1は、調査項目である「引受人との関係」、「引受意思」、「本人に対する家族感情」及び「釈放後の生活計画」について、環境調整開始当初及び仮釈放前の最終の状況とで比較したものである。

図 6 - 2 - 1 環境調整の状況

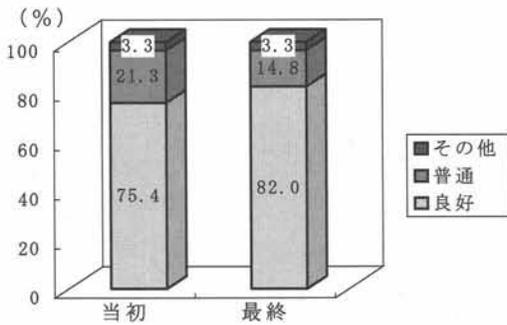
① 環境調整時の引受人



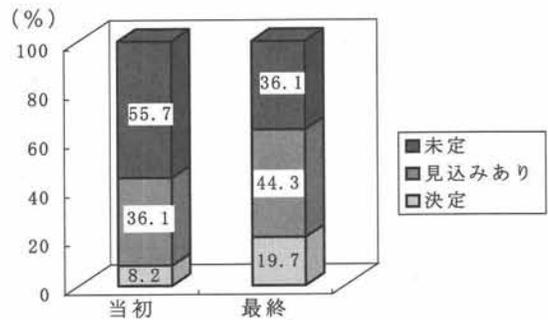
② 引受意思



③ 家族感情



④ 釈放後の生活計画



「引受人」は、環境調整当初と最終段階でさほど大きい変化は見られず、おおむね90%弱が実父又は実母である。途中で引受人の変更があった者は、本人の収容中に、父母の離婚、引受人の死亡等家族状況の変動があった者、及び当初は引受人がいなかったが、更生保護施設が引き受けることになった者等であった。

「引受意思」は、引受けについての積極性を示している。当初から、「進んで引き受ける」と回答した者が、93.4%と高いが、最終では、98.4%と更に高くなっている。本人に対する家族の感情が良好である者は、75.4%から82.0%へと上昇しており、矯正施設に収容された者の受入状況は、おおむね好ましい状況にあるといえる。

他方、本人の改善更生の重要な要素と考えられる釈放後の生活計画については、当初は、生活計画が決定した者が10%弱、見込みがある者が40%弱であったが、環境調整の最終段階には、それぞれ、19.7%、44.3%と上昇しており、収容期間の経過に伴って生活計画が具体化したことが分かる。生活計画が具体化した者は、家業を手伝う予定であったり、家族や親族が稼働している会社から内定をもらったりした者が多い。また、非行前に就労していた会社で再雇用を約束してくれた事例もあった。

本人が施設収容中に就労先等を確保することは困難な場合が多く、4割弱の者が、最終段階でも生活計画「未定」であり、矯正施設から釈放されてから就労・就学先の開拓を始めなくてはならない状況であった。

イ 参考となる事例

環境調整事件の中には、保護観察所の判断や、関係機関との協議、あるいは家庭裁判所からの命令により、より手厚い環境調整が実施されている事例もあった。

(ア) 矯正施設における面接

環境調整に当たる担当者は、できるだけ矯正施設を訪問して本人と面接することが望ましいとされている。施設における面接により、本人の意見を直接聴取することは、本人の意思を尊重し、釈放後の生活計画等について引受人との意見の調整を図る上で有意義である。また、特段の事情がなければ、環境調整の担当保護司が、仮釈放後の保護観察担当者に指名されるので、本人との人間関係の構築や、釈放後の円滑な保護観察への導入に資するものと思われる。

少年院在院中に施設面接を行った事例（集団型の男子）

事件は、同年代の被害者に対し、多数の共犯者とともに暴行を加えて死亡させたもの。担当保護司は、複数回少年院を訪問して、施設面接を実施した。面接の中で、担当者は、本人が「人一人の命を奪ってしまった事実の重さについて、実感として受けとめるのを怖がっている」と感じ、無意識に自己防衛を図っているという印象を受けた。これにより、担当者は、本人の被害者に対する気持ちを受けとめることに努め、本人は「被害者に対して、取り返しのつかないことをしてしまった」、「自分がしたことがどれだけ重大なことなのか忘れない」などといった発言をするようになり、釈放後の保護観察においては、「自分がしたことを一生背負っていく」という決意を示すに至った。

(イ) 処遇検討会

家庭裁判所、少年鑑別所、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所等関係機関の担当官が、本人収容中に、綿密な情報交換を行うことで、残された問題点を確認し、帰住後の生活指導において留意すべき事項を検討し共通の認識に立つことを目的として、処遇検討会が開催された事例があった。

少年院在院中に関係機関が連携を深めた事例（集団型の男子）

事件は、同年代の被害者に対し、多数の共犯者とともに暴行を加えて死亡させたもの。処遇検討会において、「被害者への贖罪意識」の覚せい、「母親の監護能力」の改善について、関係機関の共通認識となり、釈放後の保護観察に生かされた。被害者への贖罪意識については、被害者の墓参をすることや、少年院在院中に成立した和解条項に沿って、本人が働いて分割で被害弁償を履行することについて、指導がされた。また、母親の監護能力については、離婚再婚を繰り返し、自分の生活に精一杯で、本人になかなか目が届かない母に対して、保護観察官が直接面接を繰り返すことにより、改善が見られた。

(ウ) 環境調整命令

少年が少年院に収容された場合には、原則としてすべての少年について環境調整が実施されるが、特に綿密な環境調整が必要と考えられる場合や環境整備の内容について具体的な指示の必要性がある場合には、家庭裁判所は、保護観察所長に少年法に基づく環境調整命令を発出することができる。

環境調整命令に基づき綿密な調整を行った事例（集団型の男子）

事件は、被害者に対し、多数の共犯者とともに暴行を加えて死亡させたもの。家庭裁判所から、「仮退院後の帰住先について地元から離れることも視野に入れた調整を行うこと」との環境調整命令が、当初の帰住先を管轄する保護観察所に発出された。保護観察所では、離婚して別居している父母双方の状況を調査・調整し、本人釈放後の転居に備えた。

(2) 保護観察の実施状況

ア 保護観察開始当初

保護観察の開始に当たっては、保護観察官は、対象者や保護者との面接、関係記録の精査等により、対象者がもっている解決すべき問題を理解し、適切な方法で、対象者を指導監督していくために、対象者を分類や類型により把握し、対象者が遵守事項を守って生活するための基本資料である処遇計画票を作成する。以下は、調査対象者の分類、類型及び個々の設定された遵守事項の状況である。

(ア) 分類処遇制度における分類状況

分類処遇制度は、特に資質及び環境に問題の多い保護観察対象者に対し、保護観察官や保護司が計画のかつ積極的に処遇に関与するもので、保護観察官の専門性を効率的に発揮しようとする施策である。

表6-2-2は、保護観察所調査対象者のうち、交通事犯であるため分類を行わない危険運転致死の3人を除いた83人の分類状況を示したものである。

表6-2-2 分類状況

保護観察の種類	調査対象者の分類		参考（平成16年12月31日現在係属人員（全国）のA分類率）
	A	B	
保護観察処分少年	4 (16.7)	20 (83.3)	5.3%
少年院仮退院者	20 (35.1)	37 (64.9)	20.7%
仮出獄者	2 (100.0)	—	18.2%

- 注 1 危険運転致死の3人を除く分類である。
 2 仮出獄者のA分類率（全国）については、成人の対象者を含む。
 3 ()内は、構成比である。

保護観察所調査対象者83人のうち、A分類とされた者は、保護観察処分少年が16.7%、少年院仮退院者が35.1%であった。平成16年12月31日現在の全国の保護観察所に係属している対象者のA分類率（保護観察処分少年5.3%、少年院仮退院者20.7%）と比較すると、保護観察所調査対象者の方がA分類率が高い。

処遇困難とされるA分類対象者は26人いたが、所定の項目による評点によってA分類とされた者は1人にすぎず、25人は、評点ではA分類とはならないものの、保護観察官の臨床的所見によってA分類と判定されていた。評点によってはA分類と判定されない場合であっても、あえてA分類とした理由としては、「社会の耳目を集めた重大事犯」及び「遺族感情が極めて悪い」が多かった。

(イ) 類型別処遇における類型認定状況

類型別処遇制度は、保護観察の効果を高めるため、保護観察対象者を、犯罪・非行の態様、特徴的な問題性等により類型化した上、その特性に焦点を合わせた処遇を実施するものである。

表6-2-3は、調査対象者のうち、類型に該当した者の数及び比率を示したものである。

表6-2-3 類型認定状況

シンナー等乱用	暴力団関係	暴走族	精神障害等	中学生	無職等	家庭内暴力
1 (1.2)	1 (1.2)	19 (22.1)	2 (2.3)	4 (4.7)	6 (7.0)	1 (1.2)

注 ()内は、保護観察所調査対象者に対する比率である。

暴走族の類型に認定された者が19人（22.1%）と最も多く、その全員が集団型に属している。

(ウ) 特別遵守事項の内容

保護観察所調査対象者に対して設定された特別遵守事項は、図6-2-4のとおりである。

特別遵守事項で多かったのは、「保護司との接触」（93.0%）、「就労・就学関係」（84.9%）、「被害者関係」（80.2%）、「交友関係」（77.9%）等に関するものであった。それぞれの内容の具体例を表6-2-5に示す。

図 6 - 2 - 4 特別遵守事項の内容

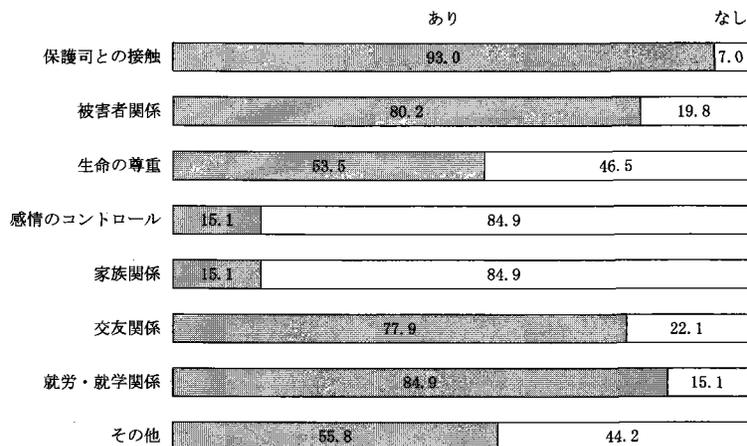


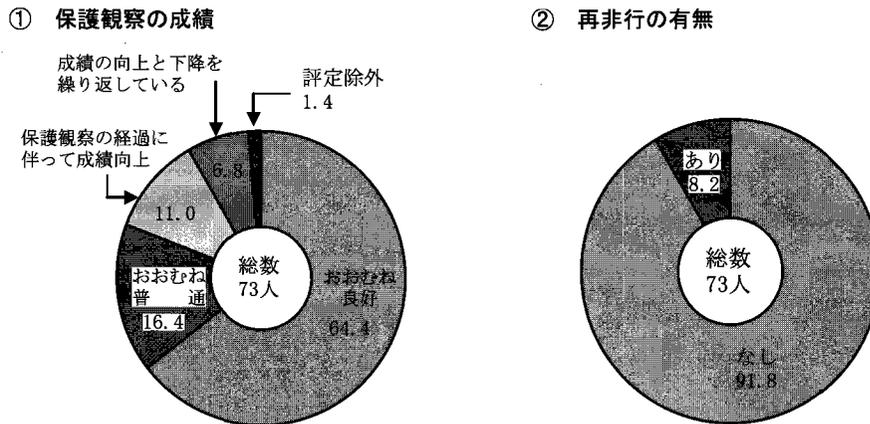
表 6 - 2 - 5 特別遵守事項の具体例

内 容	特別遵守事項の具体例
保護司との接触	・毎月担当保護司を訪ね、生活状況を報告すること
被害者関係	・被害者の冥福を祈ること ・被害弁償に努力すること ・感謝に努めること ・感謝について家族と相談すること
生命の尊重	・人命の大切さを考えること
感情のコントロール	・善悪やあとさきのことを考えること ・慎重な行動を取ることを
家族関係	・家族と相談すること
交友関係	・共犯者との関係を謹むこと ・異性と不純な交際をしないこと
就労・就学関係	・まじめに働くこと ・まじめに登校すること
交通法規の遵守	・交通法規を守ること ・暴走行為をしないこと ・無免許運転をしないこと
その他	・みだりに刃物等を持ち歩かないこと ・粗暴な行為をしないこと ・心身の治療に努めること ・規則正しい生活をする ・夜遊び、無断外泊、家出をしないこと ・生活の目標を立て、その実現に努力すること ・更生保護施設の規則を遵守すること

イ 保護観察の経過

保護観察所調査対象者の保護観察経過期間は、2月から39月と広範にわたっていたが、調査対象者を経過期間ごとに分析するには数が少ないため、保護観察が終了した者については終了時、保護観察係属中で6月を経過した者については調査時の保護観察の成績及びそれまでの再非行の有無を見たのが、図 6 - 2 - 6 である。

図6-2-6 保護観察の成績及び再非行の有無



注 1 保護観察終了者については終了時、保護観察中の者で6月を経過した者については調査時までの状況である。
2 「評定除外」は、所在不明の者である。

総合的に見た保護観察の成績は、「おおむね良好」に経過した者が64.4%、「経過に伴って成績が向上」した者が11.0%であり、成績良好な者が多かった。

他方、再非行があった者は、8.2%であり、再非行の内容は、無免許運転、速度違反等であった。

また、遵守事項違反があった者は、16.4%であり、その内容には、無断転居や更生保護施設からの無断退所、家族に対する暴言、怠学等があった。再非行や遵守事項違反の際には、保護観察官による面接指導や保護司による厳重注意、反省文の提出等の措置がとられていた。

ウ 参考となる事例

保護観察において、保護観察官が直接的関与を強めた処遇を実施したり、保護司が高い頻度で面接を実施したり、関係機関との連携を強めるなどの積極的な指導も行われていた。取り分け、A分類とされた者については、B分類とされた者に比較して積極的な指導が実施されていた。以下、家族関係、交友関係、就労・就学関係別に、積極的指導がなされた具体例を紹介する。

家族関係についての積極的な働きかけがなされた事例（家族型の女子）

事件は、不純異性交遊の結果、望まない妊娠をして、その処置に困り、出産直後の嬰兒を殺害したものの。保護者である母親は、監護能力が低く、本人との情緒的交流に欠けていたため、保護観察官は、家族の中で経済的、精神的支柱となっている本人の兄を協力者として位置付け、密接に連絡を取り合った。また、事件が嬰兒殺であることにかんがみ、生命の尊さについて本人と話し合うほか、母親同伴で知的障害者施設での社会参加活動に参加させるなどの処遇を行った。

交友関係についての積極的な働きかけがなされた事例（集団型の女子）

事件は、家出中に男友達に誘われる形で共犯者と共謀し、金目当てに被害者を殺害した強盗殺人。従犯とはいえ、重大事案であることにかんがみ、保護観察官は、A分類として、毎月定期的に本人との面接を実施するほか、周囲に引きずられやすい本人の性格特性を考慮して、兄や姉のような立場に立って非行少年の自立を支援するボランティアであるBBS会員による積極的なともだち活動を実施した。

就労についての積極的な働きかけがなされた事例（集団型の男子）

事件は、暴走族と交友のある本人が、暴走族から離脱しようとした被害者にリンチを加えようとする仲間依頼されて、犯行場所へ被害者を連行し、暴行を受けた後病院へ送り届けたもの。犯行当时无職で、就労状況の不安定さが懸念されたが、保護観察開始日に担当保護司が本人の雇用を申し出、以降、一貫して同保護司の経営する会社で就労を継続した。

就学についての積極的な働きかけがなされた事例（集団型の男子）

事件は、中学生である本人が、ホームレスを攻撃しようとする仲間に依頼されて、凶器となった石を集めたり、見張りを行ったもの。中学生の犯罪ということで社会的な注目を集めたが、当初から、担当保護司を置かず、保護観察官の直接担当を実施した。在籍する中学の協力が得られ、連携がスムーズに行われた。

(3) 被害者等調査及び被害者に関連する指導助言の状況

本調査の対象は、被害者の生命を奪った重大な事案であり、被害者や遺族に関連する指導助言の状況を知ることは有意義であるため、矯正施設収容中又は保護観察中に実施された被害者等調査及び被害者に関連して行われた指導内容や援助の内容について調査した。

ア 被害者等調査の実施状況

被害者等調査は、仮釈放の審理、環境調整又は保護観察を実施する上で、社会感情の判断、帰住予定地の調査・調整や特別遵守事項の設定、被害者に関連する助言・指導等に資するために実施される。矯正施設収容中又は保護観察中のいずれかの時期に被害者等調査が実施されたケースは、計15人(17.4%)についてであった。

イ 被害者に関連する指導助言の状況

保護観察中に行われた被害者を視野に入れた指導・助言等の実施状況については、「被害者を慰霊し冥福を祈ること」が70.9%と比較的高く、次いで、「被害者の立場に立って考えること」(57.0%)、「謝罪すること」(50.0%)、「金銭的賠償をすること」(36.0%)、「謝罪に出向く際の保護観察官又は保護司の同行」(5.8%)の順であった。

以下、被害者等への対応に関して行われた具体的な指導等の事例を紹介する。

月命日に遺族宅での焼香を行った傷害致死の事例（集団型の男子）

事件は、共犯者と共に、暴走族を離脱しようとした被害者に制裁を加え、死亡させたもの。

本人は、自らは直接暴行には及んでいなかったが、少年院の教育の中で「暴力は振るっていなくとも、自分たちがそこにただで、被害者は恐怖を感じて逃げ出せなかったのも、暴力を加えた加害者と同罪なのだ」という気持ちを述べている。金銭的弁償については、父母が依頼した弁護士が当たっていたため、保護観察所では、供養や遺族への謝罪の在り方を中心に指導助言を行った。時期を失しないで謝罪に行くべきだが、その際には遺族の都合を最優先し、保護者も同行して我が子の非をわびること、誠意と反省の気持ちを示すこと等の助言を行った。この指導の下、本人は、少年院を仮退院直後に謝罪に行き、遺族の了解を得て、毎月、月命日に家族と共に遺族宅を訪問して焼香を続けた。

行きずりのホームレスを死亡させた傷害致死の事例（単独型の男子）

事件は、公園で行きずりのホームレスである被害者から追い掛けられ、もみ合いになり、所持のナイフで被害者を刺し、死亡させたもの。

父母が被害者の親族に謝罪の上、見舞金を支払い、被害者の親族からは本人を寛容な処分にするよう家庭裁判所に陳述書が提出された。少年院を仮退院後、保護観察所では、本人がかつていじめの被害に遭ってナイフを持ち歩いていたことや学校を怠学がちであったことを踏まえ、みだりに刃物を持ち歩かないことや、目標を定めて社会生活に適應すること、混乱したときやトラブルの際の適切な対処の仕方等について、想定される具体的なトラブル等の事実関係に即した実際的な指導助言を行った。

供養の方法について指導した嬰兒殺の事例（家族型の女子）

事件は、携帯メールで知り合った男性との交際で妊娠し、適切な処置ができないまま自宅で出産した嬰兒を殺害したもの。

保護観察官及び保護司は、生命の尊さについて考えさせる指導の一環として、毎朝被害者の位牌を安置した仏壇に冥福を祈ること等について助言した。本人は、仏壇に菓子を供えたり、寺院を巡って、冥福を祈るなどした。事件まで本人に関心の薄かった父母も、嬰兒の命日には自宅に僧侶を招いて供養を依頼するなど、本人と共に命の大切さを考えようとする姿勢が見られた。

遺族の感情が宥和し良好措置に至った危険運転致死の事例（交通型の男子）

事件は、高速で危険な運転により、通行中の被害者をはねて死亡させたもの。

家庭裁判所から検察官に逆送され、実刑判決を受けて服役した後、仮出獄となった。在所中から、父母は、本人の引受け及び監督に積極的な姿勢を示し、被害弁償も誠実に履行した。被害者等調査の結果、遺族の感情の宥和が認められ、本人は、就労状況、保護観察成績も一貫して良好状態を継続したため、期間の満了前に不定期刑終了の措置が執られた。

第7 まとめ

本研究によって明らかになった少年法改正後の重大事犯少年の実態と処遇に関する調査結果をまとめると、以下のとおりである。

1 重大事犯少年の実態

(1) 非行名による分析

調査対象者は、犯行時14歳以上の少年で、平成13年4月1日以降に犯した重大事犯により、少年鑑別所に観護措置により入所し、16年3月31日までに家庭裁判所の終局処理決定により少年鑑別所を退所した男子256人、女子22人の合計278人である。非行名で見ると、男子では傷害致死が176人と最も多く、女子では殺人が15人と最も多かった。

事件数は、合計134件で、その内訳は、傷害致死が58件(43.3%)と最も多く、次いで、殺人36件(26.9%)、危険運転致死20件(14.9%)、強盗致死18件(13.4%)、保護責任者遺棄致死2件(1.5%)の順であった。強盗致死及び傷害致死は、共犯で行われる比率が高く、特に傷害致死では、4人以上の共犯による事件が46.6%あった。

各事件の被害者の種類を見ると、殺人は、親族が被害者の事件の比率が41.7%と最も高く、強盗致死は、面識のない被害者の事件の比率が66.7%と最も高かった。傷害致死は、面識のない被害者の事件の比率が41.4%と最も高く、次いで、不良集団仲間(17.2%)、遊び仲間(15.5%)の順であった。危険運転致死は、面識のない被害者を事故死させた事件と同乗等していた遊び仲間を事故死させた事件がそれぞれ半数ずつであった。保護責任者遺棄致死の被害者は、いずれも親族(実子)であった。

(2) 非行類型による分析

重大事犯の実態により深く迫るため、非行類型を用いた分析を行うことによって、類型ごとにどのような特徴が見られるかを検討した。

非行類型の設定においては、まず重大事犯を一般事犯と交通事犯とに分け、交通事犯を「交通型」とした。次に、一般事犯のうち、被害者と加害者が親族関係にある事件(交際相手の実子を死亡させた事件を含む)を「家族型」とし、それ以外の一般事犯を共犯の有無によって「単独型」及び「集団型」とした。

非行類型を事件数で比較すると、集団型の比率が52.2%と最も高く、次いで、家族型(20.9%)、交通型(14.9%)、単独型(11.9%)の順であった。人員で見ると、集団型が4分の3以上を占めた。

ア 集団型の特徴

集団型の非行名は、傷害致死が多く、保護処分歴のある者及び不良集団に所属している者の比率が高い。学校に通学していても勉学への意欲が低く、地域の不良仲間と交友したり、仕事への意欲が低いまま徒遊生活を送る中で不良集団に所属したりし、結局、不良交友関係の延長として集団の雰囲気に乗って重大事犯に至っている者が多く含まれていた。

集団型の事件内容は、集団を形成する共犯者の種類によって特徴が見られた。暴走族による事件では、集団による制裁が最も多く、その主なものは、暴走族からの離脱を表明したメンバーに対する集団リンチであった。遊び仲間による事件でも、嘘をついた、悪口を言ったなどを理由にして仲間内で弱い立場にある者に対して集団によるリンチを加えた事件が見られた。他方、暴力団がらみの事件では、日ごろからの威嚇的な言動及び飲酒による高揚した気分を背景に、飲食店及び路上でのささいなトラブルから

けんかに発展し、被害者を死亡させた事例等が見られた。

イ 単独型の特徴

他の非行類型と比較して、単独型に含まれる少年は、16人と最も少なかった。ほとんどが男子で、女子は1人のみであった。

事件内容別に単独型の特徴を見ると、けんかの8人は、単発タイプと粗暴タイプに区分けすることができる。単発タイプの4人は、いずれも非行歴はなく、生活の崩れや粗暴傾向も目立っていなかった。これに対して、粗暴タイプの4人は、家庭が崩壊していたり、争いの多い家庭であったり、母親から虐待を受けるなど、養育環境の不安定さが目立ち、資質的にも多動傾向が見られたり、小学校時からけんかを繰り返していたりと粗暴傾向も目立つタイプである。異性トラブルの4人は、恋人等との関係のもつれから異性の被害者を殺害するに至っている。これらの少年は、非行歴はほとんどないが、異性との感情的なもつれをうまく解決できずに短絡的に交際相手の殺害に及んでいる。その他の4人は、強盗殺人、放火殺人等の凶悪事件を単独で引き起こしているが、動機とその結果の重大性が余りに不釣り合いな事例、動機そのものが不可解で精神面での障害が疑われる事例等が含まれている。

ウ 家族型の特徴

重大事犯の中で集団型の次に多い非行類型が家族型である。家族型の少年は、他の非行類型の少年と比較して、犯行時の年齢が低く、学生・生徒の比率が高い。重大事犯を犯した女子の半数以上が家族型に属する。ほとんどの少年には、保護処分歴はないが、家族間の対立等、家庭内には様々な問題を抱えている。表面的には、目立った非行がなく、不良交友も見られないが、家族間の不和等の悩みを抱え、適当な相談相手がなく、ストレス発散が図れないまま、男子の場合はささいなきっかけで暴発的な攻撃行動に走り、女子の場合は多くがその子供を被害者とする事件に至っていた。

家族型の被害者数を種類別に見ると、子供が12人(42.9%)と最も多く、次いで、父親が8人(28.6%)、母親、兄がそれぞれ3人(10.7%)、祖父、祖母がそれぞれ1人(3.6%)の順であった。家族型には、12人の女子が含まれるが、このうち、10人はその子供を被害者とする事件にかかわっていた。

被害者の種類によって家族型の特徴を見ると、子供が被害者である事件の内容を見ると、女子による嬰兒を死亡させた事件が9件とほとんどを占め、せっかん死が2件、ネグレクトが1件であった。さらに、非行名で見ると、嬰兒を死亡させた事件のほとんどは殺人であり、せっかん死は傷害致死、ネグレクトは保護責任者遺棄致死であった。嬰兒を死亡させた女子は、すべて未婚であり、妊娠を家族に知らせていなかった。

父親が被害者である事件は、すべて男子によって行われていた。少年の側に家庭内暴力歴が多くの事例で見られ、被害者である父親の側にも、飲酒、暴力等の問題があった形跡がうかがわれる事例も多い。

他方、母親が被害者である事件は、被害者である母親の側に目立った問題が認められない事例がほとんどであり、少年の側に精神面での障害がうかがわれる事例、自殺企図を抱いた少年が母親の殺害に至った事例等が見られた。

エ 交通型の特徴

交通型の少年は、すべて男子で、危険運転致死であった。交通型は、他の非行類型の少年と比較して犯行時の年齢が高い。有職者の比率が高く、暴走族への所属歴はほとんどなく、無免許運転歴も集団型の少年と比較すると半分程度の比率である。家庭的には保護者が実父母である比率が高く、家庭内の問題もほとんど見られない。親和的な家庭環境の下で、目立った非行もなく、一応、職業に就き、社会人としての生活を送っていたが、交通規範面での問題から車両運転の際に重大な結果を引き起こした者が多く含まれていた。

交通型の事故の原因を見ると、高速度を原因とするものが13人（65.0%）と最も多く、次いで、赤信号無視5人（25.0%）、飲酒運転2人（10.0%）の順であった。主要な事故原因は飲酒ではないが、事故前に飲酒していた者は7人であり、交通型の半数近くが飲酒の上で事故を起こしていた。

また、事故時に同乗者がいた者は18人（90.0%）であり、交通型の性格面での特徴として見いだされた自己顕示性及び発揚性の強さも考慮すると、同乗者に対する見えから自己顕示的な危険運転に走った者が多いことがうかがわれる。

2 重大事犯少年の裁判

(1) 少年審判

ア 少年法改正前と改正後の審判の比較

改正少年法施行前の平成11年及び12年の重大事犯を対象に財団法人矯正協会附属中央研究所が実施した同種調査と今回の調査を比較したところ、検察官送致の比率がかなり上昇していた。特に傷害致死は、検察官送致の比率が改正前が8.7%、改正後が53.8%とかなり上昇していた。また、改正前は18歳以下の少年の検察官送致の比率がかなり低かったのに対して、改正後は、16歳でも37.7%が検察官送致となっており、年齢の低い少年の検察官送致の比率の上昇が目立った。

イ 原則逆送事件の審判

原則逆送少年236人のうち、検察官送致とされたものは、135人（57.2%）であり、保護処分とされたものは、101人（42.8%）であった。

非行名別に審判結果を見ると、検察官送致の比率は、危険運転致死が90.0%と最も高く、次いで、強盗致死（60.0%）、殺人（54.5%）、傷害致死（53.8%）の順であった。危険運転致死では、犯行時の年齢が16歳であった少年等が保護処分とされている以外、ほとんどが検察官送致とされていた。強盗致死及び傷害致死では、成人共犯に追従する形で事件にかかわった者等が保護処分にされていた。殺人では、保護処分とされた多くの者が嬰兒殺の女子少年等、家族型の者であった。

非行類型別に審判結果を見ると、交通型は、すべて危険運転致死であり、90.0%が検察官送致であった。他方、家族型は、88.0%が保護処分であり、子供をせっかん死させた男子少年や審判時に成人に近い年齢であった男子少年等が検察官送致とされていた。家族型は、既に見たように、被害者である父親等に多量の飲酒や暴力等の問題がある事例、少年に精神面での障害が認められる事例、女子による嬰兒殺等が多く含まれ、保護処分とされる比率が高くなっていることがうかがわれる。単独型でも12人中4人（33.3%）が保護処分であった。

集団型については、さらに、他の要因と審判結果との関連について分析を行ったところ、主導者であったか、被害者にどの程度の致命傷となる暴力を振るったか、年齢、保護処分歴等の様々な要因が、検察官送致になるか保護処分になるかの決定に影響を及ぼしているものと認められた。

改正少年法では、原則逆送事件の場合でも、家庭裁判所において、犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮して、なお刑事処分以外の措置を適当と認めるときは、検察官送致決定を行わないことが可能とされており、事例ごとに個々の要因を慎重に考慮した上で審判が行われていることがうかがわれた。

(2) 刑事裁判

検察官送致とされた原則逆送少年139人の起訴罪名別人員は、殺人22人、承諾殺人1人、強盗致死16人、傷害致死82人、危険運転致死18人であった。

平成17年8月31日までに通常第一審で終局裁判を受けた133人のうち、裁判時に少年であった者は108

人(81.2%)、成人に達していた者は25人(18.8%)であった。

裁判時に少年であった108人の通常第一審における裁判結果を見ると、無期懲役5人(4.6%)、10年以上の定期刑4人(3.7%)、不定期刑86人(79.6%)、3年以下の定期刑(執行猶予)3人(2.8%)であった。また、10人(9.3%)が保護処分相当として家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされていた。

裁判時に成人に達していた25人の通常第一審における裁判結果を見ると、無期懲役3人(12.0%)、有期懲役22人(88.0%)であり、執行猶予になった者はいなかった。

地方裁判所での審理の結果、保護処分相当として再び家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされた10人について見ると、いずれも傷害致死の事案であった。これら10人のうち、公判中に示談が成立したものが3人であり、他は、示談には至っていないものの、保護者らが遺族に対し慰謝の措置のための努力をしていることがうかがわれ、裁判所が遺族感情にも配慮しながら、審判後の事情も併せて考慮し、保護処分相当性を判断していることがうかがわれた。

3 重大事犯少年の意識

調査対象者278人のうち、平成17年2月の時点で少年院又は刑務所に収容中で、意識調査が可能であった138人(少年院在院中40人、刑務所在所中98人)に対し、質問紙を用いて調査した。

(1) 事件及び処分に対する認識

事件の重大性については、96.4%が「重大なものと受け止めている」と回答した。事件を重大と受け止めていると回答した者に対してのみ、重大性の認識の時期について質問したところ、少年院在院者では、事件直後及び少年院在院中に初めて重大であると認識した者の比率が他の時期と比較して高かった。少年院在院中の比率が他の時期と比較して高いことから、少年院における処遇の効果がうかがわれる。他方、刑務所在所者では、事件直後及びその後の警察段階で初めて重大性を認識した者の比率が他の時期と比較して高かった。

処分に対して、被害者の家族がどのように感じたと思うかについて質問したところ、少年院在院者、刑務所在所者ともに、被害者家族が少年の処分を「軽すぎると思っただろう」と認識している者が80%以上を占めていた。

(2) 事件に対する責任等の認識

事件に対する責任の認識の変化を見ると、少年院在院者は、共犯者の責任と自分の責任を「ある」と認識する者の比率が上昇し、被害者の責任を「ある」とする者の比率は大幅に低下していた。交友関係の問題に対する少年院内での指導等を通じて、共犯者の責任と自分の責任について同時に反省を深めつつあることがうかがえる。

他方、刑務所在所者は、事件の直後から自分の責任も共犯者の責任も同程度に「ある」と認識していた者の比率が高かった。被害者の責任を「ある」とする者の比率は、事件の直後と現在を比較すると、少年院在院者と同様に大幅に低下していた。

親との関係の認識の変化を見ると、少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、親への親和的な感情が上昇し、親への否定的な感情が低下していた。

非行を思い止まらせる心のブレーキの変化についても、少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、「警察に捕まること」、「特に心のブレーキになるものはなかった」とする者の比率が大幅に低下し、「家族のこと」とする者の比率が大幅に上昇していた。家族に対する親和感情が上昇し、現在の心の拠り所となっていることが影響していると考えられる。

社会復帰後の大切な事項に関する認識は、少年院在院者、刑務所在所者ともに、「被害者のために何かおわびをする」ことの大切さを認識する者の比率が最も高かった。他方、社会復帰後の心配な事項に関する認識は、少年院在院者、刑務所在所者ともに、「被害者の家族にどのように謝罪すればよいか」を心配とする者の比率が高く、社会復帰後に大切と考えている被害者への謝罪の方法について悩む者が多いことがうかがわれた。

4 重大事犯少年の矯正施設における処遇

(1) 少年院における重大事犯少年の処遇

調査対象者278人のうち、原則逆送少年で少年院送致とされ、平成17年3月末日までに少年院を出院した52人に対して、少年院において、どのような処遇の計画を立て、どのような処遇を行ったかについて、法務省矯正局の資料に基づいて分析を行った。

個別的処遇計画で設定した教育期間を見ると、家庭裁判所から一般短期処遇の処遇勧告があった9人は、教育期間を半年未満に設定していた。他方、収容期間について2年から3年程度の家庭裁判所の処遇勧告があった者が多く、設定された教育期間の幅は、最大3年まで広がっていた。

被害者の視点を取り入れた教育及び治療的教育の実施状況を見ると、作文指導（事件・被害者関係）、篤志面接委員等との面接、月命日内省、ロールレタリング（対被害者）等が多く少年に実施されており、犯罪被害者・遺族による講演も実施されていた。また、個別担任の教官による個別面接及び日記指導等の様々な教育方法が実施されていた。

保護者に対する働き掛けの実施状況を見ると、保護者会において保護者に対する働き掛けを行った者の比率が84.6%と最も高かった。さらに、個別的な働き掛けとして、保護者面談並びに少年、保護者及び少年院教官による三者面談が実施されており、保護者会に出席しなかった保護者に対しても、面会等の機会を利用して、積極的に働き掛けを実施していることがうかがわれた。

全般的な処遇経過としては、少年院における様々な働き掛けを通して、自らの問題を見つめ直し、改善し、出院に至っている。ただ、出院時の処遇成績が良好であった者も入院当初から良好な状態であったわけではない。入院時には、事件の原因を共犯者に押し付けようとする意識が強かったり、周囲に同調しやすいという自分の問題を意識するあまり、何事にも消極的であったり、収容期間の長さに対する不満を抱いたりするなどの問題が見られた。

個々の処遇経過を見ると、事件の悪質性の度合いと少年院内での処遇の困難さが単純に比例するわけではない。むしろ、少年院内での処遇に困難を来す背景には、資質面での問題の根深さ、家族の支えの乏しさ等があることがうかがわれた。特に、集団非行に走りやすい他者依存性の強さ、混乱した家庭環境の中で放置されてきた情緒面での未成熟さ等によって、少年院の集団処遇にうまく乗れず、規律違反や自殺未遂等の問題行動を繰り返す者が見られた。これら処遇に困難を来した少年に対しては、数人の教官チームによる集中的な個別処遇の実施、教育期間の延長、他少年院への移送等の様々な働き掛けを行い、問題の改善を確認できた状態で出院させていた。

(2) 刑務所における重大事犯少年の処遇

調査対象者278人のうち、平成16年3月31日以前に刑が確定した51人の少年受刑者を対象に、17年2月1日までの時点で、刑務所においてどのような処遇の計画を立て、どのような処遇を行っているかを法務省矯正局の資料に基づいて分析を行った。

被害者の視点を取り入れた教育等の実施状況を見ると、篤志面接委員等との面接、ゲストスピーカーの指導、作文指導（事件及び被害者関係）等が多く実施されていた。また、個別担任の教官による個別

面接及び日記指導等が実施されていた。

保護者会による働き掛けは、21人（41.2%）に対して実施されていた。さらに、個別的な保護者への働き掛けとして、保護者面談が22人（43.1%）に対して行われていた。

全般的な処遇経過を見ると、入所当初から良好な状態が持続している者が多い。ただし、職業訓練には意欲を示しているが、職員に対してなかなか心を開こうとせず、内心何を考えているのか計りかねる者、可もなく不可もなく生活しているが、職員からの指導をどの程度真剣に受け止めているか分からない者等も見られた。少年院での処遇経過と同様に、事件の悪質性の度合いと刑務所内での処遇経過が単純に比例するわけではなく、資質面での様々な問題によって不良な生活態度が現れてきていることがわかった。

5 重大事犯少年の保護観察

調査対象者278人のうち、平成16年9月30日までに、裁判所の決定又は矯正施設からの仮釈放により保護観察に付された86人について、17年2月までに、全国の保護観察所に保管されている保護観察事件記録等関係資料に基づき、矯正施設収容中の環境調整の状況、保護観察の実施状況、被害者に関連する指導助言の状況等について調査を行った。

矯正施設に収容された対象者の環境調整の状況について見ると、「引受人」は、環境調整当初と最終段階でさほど大きい変化は見られず、おおむね90%弱が実父又は実母であり、引受けについての積極性を示していた。釈放後の生活計画については、収容期間の経過に伴って生活計画が具体化していた。ただし、本人が施設収容中に就労先等を確保することは困難な場合が多く、4割弱の者が、最終段階でも生活計画「未定」であり、矯正施設から釈放されてから就労・就学先の開拓を始めなくてはならない状況であった。

保護観察所調査対象者86人の保護観察経過期間は、最短2か月から最長3年3か月まで広範にわたっていたが、このうち、調査時において、保護観察が終了していた者及び保護観察中の者で6か月を経過した者計73人の保護観察の経過を分析した。

総合的に見た保護観察の成績は、「おおむね良好」に経過した者が64.4%、「経過に伴って成績が向上」した者が11.0%であり、成績良好な者が多かった。

他方、再非行があった者は、8.2%であり、再非行の内容は、無免許運転、速度違反等であった。

以上のように、保護観察所では、矯正施設で処遇されている段階から、少年が抱える問題の解消のため施設と連携をとって、引受人の引受意思を積極化させるための働き掛けを始め、引受人から釈放後の就労や就学、生計の見通しについて聴取するなど帰住予定地の環境調整に当たっていた。

保護観察の段階にあっては、個々の対象者の問題に応じて定められる遵守事項に沿って、分類処遇や類型別処遇が活用されていた。また、被害者や遺族に関連する指導助言の状況を見ると、被害者等調査、被害者を視野に入れた指導・助言等が実施されていた。

6 おわりに

少年法改正後の重大事犯については、ともすれば社会の耳目を集める特異な非行や原則逆送少年の検察官送致の比率等にばかり関心が向きがちである。しかし、重大事犯少年がどのような資質上、環境上の問題から非行に至ったかを幅広い視点から分析し、検討するとともに、保護処分又は刑事処分に付された後、どのような処遇が行われ、予後はどうかなどをきめ細かく把握し、今後の対策に生かしていくことが大切である。

少年による重大事犯も他の少年非行と同様に、家庭、友人、地域社会等の問題が複雑に絡み合っ
て生じており、その防止及び少年の更生は、もとより刑事司法の枠内での取組だけで全うできるもの
ではない。本調査では、重大事犯少年を非行類型に分けて分析したが、「いきなり」重大事犯に至る者
は少数であり、集団型は不良交友関係の問題から派生するケースが多く、家族型は家庭内問題から
派生するケースが多いなど、その防止のための取組及び少年の更生のための働き掛けも、暴走族
対策、性・交通安全教育の充実等、問題性に合わせた多様な方策を組み合わせる必要があると思
われる。

被害者との関係においても、少年院等において様々な働き掛けが実施されているが、加害者である
少年の更生と被害者遺族の支援の双方が重要であることを十分に認識した上で、関係機関が連携
して地域社会の人々の協力を得ながら、重大事犯少年に対する働き掛けや被害者遺族への支援を
一層推し進めていかなければならない。

本調査では、重大事犯少年の事案の内容、裁判結果、矯正及び更生保護の諸機関の取組の実情等
を、可能な限り、具体的に明らかにすることを目指した。本調査の成果が、少年司法制度の在り
方を検討する上で重要な基礎資料になることを期待するものである。

巻末資料 I

ひごう かん いしきちょうさひょう
非行に関する意識調査票

ほうむ そうごうけんきゅうじょ
法務総合研究所

この調査は、あなたの今回の事件などについて、あなたがどんなことを思ったり、感じたりしているかなどについて、おたずねするものです。個人の秘密がもれたり、施設での成績に関係することは全くありませんので、ありのままに答えてください。

なお、今回の事件に関する質問については、あなたが、この施設に入る原因となった事件について、よく思いうかべて答えてください。事件がいくつもある人は、そのうち、被害者が亡くなった事件(被害者が複数いる場合は、被害者の年齢が低いほうの事件)を選んで、それについて答えてください。

被害者が自分の家族である人は、「被害者の家族」という言葉を「自分の家族」とおきかえて答えてください。

答への書き方は、右側の回答欄に、番号を記入するか、または、回答欄に○をつけるかのどちらかです。まちがわないように注意してください。

Q1 今回の事件は、どんな理由で起こしてしまったと考えていますか。次の理由の中で、あてはまるものをいくつでも選び、番号の欄に○をつけてください。

- 1 お金がほしかった
- 2 うらみをはらしたかった
- 3 かつとなった
- 4 うさばらしをしたかった
- 5 おもしろそうなことをしたかった
- 6 人に誘われた
- 7 性欲を抑えられなかった
- 8 目立ちたかった
- 9 いやなことから逃げ出したかった
- 10 世の中がいやになっていた
- 11 どうしていいかわからなくなっていた
- 12 調子に乗りすぎていた
- 13 大人や社会に対して反発していた
- 14 なんとなく
- 15 その他

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

次のページに続く

Q 2 ^{こんかい} 今回の事件の直後(警察に捕まる前)^{じけん} ,あなたは事件の責任についてどのように思っていましたか。
^{つぎ} 次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

ア ^{じぶん} 自分の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
 3 ^{すこ} 少しある 4 かなりある

ア

イ ^{きょうはんしゃ} 共犯者の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
 3 ^{すこ} 少しある 4 かなりある 5 ^{きょうはんしゃ} 共犯者はいない

イ

ウ ^{ひがいしゃ} 被害者の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
 3 ^{すこ} 少しある 4 かなりある

ウ

Q 3 ^{げんざい} 現在、あなたは、事件の責任について、どのように思っていますか。^{つぎ} 次の中から、ひとつだけ選
^{ばんごう} んで番号を記入してください。

ア ^{じぶん} 自分の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
 3 ^{すこ} 少しある 4 かなりある

ア

イ ^{きょうはんしゃ} 共犯者の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
 3 ^{すこ} 少しある 4 かなりある 5 ^{きょうはんしゃ} 共犯者はいない

イ

ウ ^{ひがいしゃ} 被害者の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
 3 ^{すこ} 少しある 4 かなりある

ウ

Q 4 ^{げんざいしゅうよう} あなたが、現在収容されている施設に入ることとなった裁判官の決定を聞いたとき、どのように
^{おも} 思いましたか。^{つぎ} 次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

- 1 ^{かる} 軽すぎると思った 2 ^{てきとう} 適当だと思った
 3 ^{おも} 重すぎると思った 4 ^{おも} なにも思わなかった

Q 5 ^{ひがいしゃ かぞく}被害者の家族は、^{しよぶん}あなたの処分について、^{きもち}どんな気持ちを持ったろうと思ひますか。^{つぎ なか}次の中か
ら、^{えら}ひとつだけ選んで^{ばんごう}番号を^{きにゆう}記入してください。

- 1 ^{かる}軽すぎると^{おも}思っただろう 2 ^{てきとう}適当だと^{おも}思っただろう
3 ^{おも}重すぎると^{おも}思っただろう 4 わからなひ

--

Q 6 ^{こんかい}今回の^{じけん}事件で、^{ひがいしゃ かぞく}あなたが被害者の家族の^{せいかつ}生活に^{あた}与えた^{えいきよう}影響には、^{おも}どのようなものがあると思ひま
すか。^{つぎ なか}次の中か、^{えら}あてはまるものを^{ばんごう}いくつでも選^{らん}び番号の欄に○をつけてください。

- 1 ^{かてい}家庭が^{くら}暗くなつた
2 ^{かてい}家庭がこわれた
3 ^{きんじよ}近所との^{かんけい}関係が^{わる}悪くなつた
4 ^{いま}今の家に^{いえ}住みづらくなつた
5 ^{しごと}仕事や^{がっこう}学校に^{かよ}通ひづらくなつた
6 ^{せいかつ}生活が^{くる}苦しくなつた
7 ^{こそだ}子育てに^{えいきよう}影響があつた
8 ^{せいしんてき}精神的な^うショックを受つた
9 ^{なに}何も^{えいきよう}影響はなかつた
10 わからなひ

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

Q 7 ^{こんかい}今回の^{じけん}事件で、^{かぞく}あなたの家族の^{せいかつ}生活に^{あた}与えた^{えいきよう}影響には、^{おも}どのようなものがあると思ひますか。^{つぎ}次
の中か、^{なか}あてはまるものを^{えら}いくつでも選^{ばんごう}び番号の欄に○をつけてください。

- 1 ^{かてい}家庭が^{くら}暗くなつた
2 ^{かてい}家庭がこわれた
3 ^{きんじよ}近所との^{かんけい}関係が^{わる}悪くなつた
4 ^{いま}今の家に^{いえ}住みづらくなつた
5 ^{しごと}仕事や^{がっこう}学校に^{かよ}通ひづらくなつた
6 ^{せいかつ}生活が^{くる}苦しくなつた
7 ^{こそだ}子育てに^{えいきよう}影響があつた
8 ^{せいしんてき}精神的な^うショックを受つた
9 ^{なに}何も^{えいきよう}影響はなかつた
10 わからなひ

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

Q 8 あなたは、自分の犯した今回の事件をどのように受け止めていますか。次のどちらかを選んで番号を記入してください。

- 1 重大なものと受け止めている
- 2 重大なものと受け止めていない

- * 1の答えの人は、次のQ 9の質問に答えてください。
2の答えの人は、Q10へ進んでください。

Q 9 「重大なものと受け止めている」とのことですが、初めて重大と受け止めたのはいつですか。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

- 1 事件を起こしたとき
- 2 警察につかまっているとき
- 3 鑑別所に入っているとき
- 4 家庭裁判所で審判を受けているとき
- 5 拘置所に入っているとき
- 6 地方裁判所で刑事裁判を受けているとき
- 7 少年院に入っているとき
- 8 刑務所に入っているとき

Q10 あなたは、施設を出てからの生活で、どのようなものを大切と考えられていますか。次の中であてはまるものを3つ選んで番号を記入してください。

- 1 規則正しい生活を送る
- 2 お金のむだ使いをしない
- 3 健全な趣味や遊びをする
- 4 学校や仕事を休まずに続ける
- 5 資格や技術を身に付ける
- 6 知識を身につけ心を豊かにする
- 7 親の言うことをきく
- 8 家族の人と仲良くやっていく
- 9 悪い友だちや先輩とは付き合わない
- 10 被害者のために何かお詫びをする
- 11 地元の人たちの役に立つことをする
- 12 保護観察官、保護司とよく相談する
- 13 もう少し要領をよくふるまう
- 14 その他

--	--	--

Q11 あなたは、施設を出てからの生活で、どのようなことを心配と考えていますか。次の中で、あてはまるものをいくつでも選び番号の欄に○をつけてください。

- 1 地元じもとの人が自分じぶんをどう見るか
- 2 学校がっこうに通えるか
- 3 仕事しごとが見つかるか
- 4 家族かぞくとうまく生活せいかつしていけるか
- 5 以前いぜんの悪い仲間わるなかまが誘さそいにこないか
- 6 遊び中心あそちゅうしんの生活せいかつに戻もどってしまわないか
- 7 被害者ひがいしゃの家族かぞくにどのように謝罪しゃざいすればよいか
- 8 保護観察官ほごかんさつかんや保護司ほごしに自分じぶんをわかってもらえるか
- 9 少年院しょうねんいんや刑務所けいむしょに入はいっていたことことで悪わるくいわれないか
- 10 警察けいさつに捕つかまるようなことをしてしまうのではないか
- 11 まじめな友だちともが付き合あってくれるか
- 12 恋人こいびと（妻つま・夫おつと）が待まっていてくれるか
- 13 社会しゃかいの進歩しんぽについていくことができるか
- 14 その他た

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	

Q12 あなたは、施設出しせつしゅついん院後ご、また警察けいさつにつかまるようなことをしない自信じしんがありますか。次の中つぎなかから、ひとつだけ選えらんで番ばんごう号きゆうを記入きいゆしてください。

- 1 絶対ぜったいに自信じしんがある
- 2 かなり自信じしんがある
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり自信じしんがない
- 5 全くまった自信じしんがない

Q13 「罪のつぐない」について、お聞きします。「罪のつぐない」として一番大切なことは何ですか。
一番大切だと思うものをひとつだけ選んで番号を記入してください。

- 1 少年院（または刑務所）での生活にまじめに取り組むこと
- 2 被害者の家族に謝罪すること
- 3 被害弁償を終了すること
- 4 社会できちんと生活すること
- 5 被害者の家族の許しを得ること
- 6 その他
- 7 わからない

Q14 今回の事件の前、もし、あなたが法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったとき、あなたを思いとどませる心のブレーキになっていたのは次のどれですか。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 父母のこと | 2 兄弟を含めた家族全体のこと |
| 3 友だちから仲間はずれになること | 4 学校や職場に対する迷惑のこと |
| 5 社会からしろい目でみられること | 6 警察につかまること |
| 7 自分で自分がいやになるから | 8 その他 |
| 9 特に心のブレーキになるものはなかった | |

Q15 現在、もし、あなたが、法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったとき、あなたを思いとどませる心のブレーキになるのは次のどれですか。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 父母のこと | 2 兄弟を含めた家族全体のこと |
| 3 友だちから仲間はずれになること | 4 学校や職場に対する迷惑のこと |
| 5 社会からしろい目でみられること | 6 警察につかまること |
| 7 自分で自分がいやになるから | 8 その他 |
| 9 特に心のブレーキになるものはない | |

Q16 ^{こんかい} ^{じけん} 今回の事件の前, あなたは, ^{おや} 親 (または ^{おやが} 親代わりの人) との ^{かんけい} 関係について, ^{かん} どのように感じていましたか。 ^{つぎ} ^{なか} 次の中から, ^{えら} ^{ばんごう} ^{きにゆう} ひとつだけ選んで番号を記入してください。

ア ^{おや} 親から ^{あい} 愛されていると ^{かん} 感じるのが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

ア

イ ^{おや} 親が ^{じぶん} 自分の ^{いけん} 意見や ^{かんが} 考えに ^{みみ} 耳をかたむけてくれると ^{かん} 感じるのが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

イ

ウ ^{おや} 親が ^{じぶん} 自分のことを ^{しんらい} 信頼していると ^{かん} 感じるのが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

ウ

エ ^{じぶん} 自分が何を ^{なに} していても, ^{おや} 親が ^き あまり気にしないと ^{かん} 感じるのが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

エ

オ ^{おや} 親が ^き きびしすぎると ^{かん} 感じるのが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

オ

カ ^{おや} 親のいうことは, ^き 気まぐれであると ^{かん} 感じるのが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

カ

キ ^{おや} 親が ^{じぶん} 自分のいいなりになりすぎると ^{かん} 感じるのが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

キ

Q17 ^{げんざい}現在, ^{おや}あなたは, ^{おやが}親(または親代わりの人) ^{ひと}との^{かんけい}関係について, ^{かん}どのように^{つぎ}感じていますか。次
^{なか}の中から, ^{えら}ひとつだけ^{ばんごう}選んで^{きにゆう}番号を記入してください。

ア ^{おや}親から^{あい}愛されていると^{かん}感じる^{こと}が

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

ア

イ ^{おや}親が^{じぶん}自分の^{いけん}意見や^{かんが}考えに^{みみ}耳をかたむけてくれると^{かん}感じる^{こと}が

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

イ

ウ ^{おや}親が^{じぶん}自分の^{しんらい}ことを^{かん}信頼していると^{かん}感じる^{こと}が

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

ウ

エ ^{じぶん}自分が^{なに}何をしていても, ^{おや}親が^きあまり^{かん}気に^{かん}しないと^{かん}感じる^{こと}が

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

エ

オ ^{おや}親が^{きび}厳しすぎると^{かん}感じる^{こと}が

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

オ

カ ^{おや}親の^{こと}いうことは, ^{かん}きまぐれであると^{かん}感じる^{こと}が

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

カ

キ ^{おや}親が^{じぶん}自分の^{いいなり}のいいなりになりすぎると^{かん}感じる^{こと}が

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

キ

Q18 今回の事件の前、あなたは、次のようなことをどう思ったり、感じたりしていましたか。番号をひとつ記入してください。

ア 自分の命をどうだめにしようと自分の勝手だと思うことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

ア

イ 花や虫もみんな生きているんだと感じることが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

イ

ウ 生まれてきたことをうらみに思うことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

ウ

エ 日に日に自分の力がついてくると感じる事が

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

エ

オ 人生で、自分で決められるものはほとんどないと思ふことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

オ

カ 殴り合いなどのケンカをこわいと思ふことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

カ

キ 世の中は力のある者だけが楽しんでいると思ふことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

キ

ク 自分が自分でないように感じる事が

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

ク

Q19 ^{げんざい}現在、あなたは、^{つぎ}次のようなことをどう^{おも}思ったり、^{かん}感じたりしていますか。^{つぎ}次の中から、ひとつだけ^{えら}選んで^{ばんごう}番号を^{きにゆう}記入してください。

ア ^{じぶん}自分の^{いのち}命をどうだめにしようと^{じぶん}自分の^{かっ}勝手だと^{おも}思うことが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

ア

イ ^{はな}花や^{むし}虫もみんな^い生きているんだと^{かん}感じる

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

イ

ウ ^う生まれてきたことを^{おも}うらみに^{おも}思うことが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

ウ

エ ^ひ日に^ひ日に^{じぶん}自分の^{ちから}力が^{かん}ついてくると^{かん}感じる

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

エ

オ ^{じんせい}人生で、^{じぶん}自分で^き決められるものはほとんどないと^{おも}思うことが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

オ

カ ^{なぐ}殴り^あ合いなどの^{けんか}ケンカを^{おも}こわいと思

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

カ

キ ^{じんせい}人生は^{ちから}力のある^{もの}者だけが^{たの}楽しんで^{おも}いると思

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

キ

ク ^{じぶん}自分が^{じぶん}自分でないよ

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

ク

Q20 ^{ひこう} 非行あるいは^{ひこうしょうねん} 非行少年について、^き お聞きします。^{つぎ なか} 次の中から、ひとつだけ選んで^{えら} 番号を^{ばんごう きにゆう} 記入してください。

ア あなたは、^{しょうねん ひこう はし} 少年が非行に走るの、どこに^{おも げんいん} 主な原因があると思えますか。

ア

- 1 ^{しょうねんじしん} 少年自身 2 ^{かぞく おや} 家族 (親) 3 ^{ともだち なかま} 友達・仲間 4 ^た その他

イ あなたは、^{ひこうしょうねん あつか} 非行少年の扱いについて、^{つぎ} 次のどちらの意見に賛成ですか。

イ

- 1 ^{きび} 厳しく罰する 2 ^{しどう} あたたく指導する

Q21 ^{こんかい} 今回の事件の前、あなたは、^{しょうねんほう} 少年法についてどのくらい知っていたのか、^き お聞きします。^{つぎ なか} 次の中から、ひとつだけ選んで^{えら} 番号を^{ばんごう きにゆう} 記入してください。

ア あなたは、^{ひがいしゃ しぼう} 被害者を死亡させた事件を起こした^{さい いじょう しょうねん} 16歳以上の少年は、^{げんそく} 原則として^{おとな どうよう} 大人と同様に^{ち ほうさいばんしょ さいばん う} 地方裁判所で裁判を受け、^{けいむしょ はい} 刑務所に入るなどの^{しょぶん う} 処分を受けることを知っていましたか。

ア

- 1 まったく知らなかった 2 ^{すこ} 少し知っていた 3 よく知っていた

イ あなたは、^{さい いじょう しょうねん} 14歳以上の少年であれば、^{おとな どうよう} 大人と同様に^{ち ほうさいばんしょ さいばん う} 地方裁判所で裁判を受け、^{けいむしょ はい} 刑務所に入るなどの^{しょぶん う} 処分を受ける場合もあることを知っていましたか。

イ

- 1 まったく知らなかった 2 ^{すこ} 少し知っていた 3 よく知っていた

ウ あなたは、^{さい みまん しょうねん} 14歳未満の少年であれば、^{しょうねんいん けいむしょ はい} 少年院や刑務所には入らないことを知っていましたか。

ウ

- 1 まったく知らなかった 2 ^{すこ} 少し知っていた 3 よく知っていた

^{ごきょうりやく} 御協力ありがとうございました。

巻末資料Ⅱ 非行に関する意識調査票単純集計表

Q 1 今回の事件は、どんな理由で起こしてしまったと考えていますか。次の理由の中で、あてはまるものをいくつでも選んでください。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
お金がほしかった	11 (8.0)	3 (7.5)	8 (8.2)
うらみをはらしたかった	23 (16.7)	8 (20.0)	15 (15.3)
かっとなった	66 (47.8)	20 (50.0)	46 (46.9)
うさばらしをしたかった	20 (14.5)	7 (17.5)	13 (13.3)
おもしろそうなことをしたかった	21 (15.2)	11 (27.5)	10 (10.2)
人に誘われた	46 (33.3)	21 (52.5)	25 (25.5)
性欲を抑えられなかった	3 (2.2)	2 (5.0)	1 (1.0)
目立ちたかった	34 (24.6)	9 (22.5)	25 (25.5)
いやなことから逃げ出したかった	23 (16.7)	10 (25.0)	13 (13.3)
世の中がいやになっていた	10 (7.2)	5 (12.5)	5 (5.1)
どうしていいかわからなくなっていた	39 (28.3)	17 (42.5)	22 (22.4)
調子に乗りすぎていた	79 (57.2)	22 (55.0)	57 (58.2)
大人や社会に対して反発していた	16 (11.6)	5 (12.5)	11 (11.2)
なんとなく	17 (12.3)	6 (15.0)	11 (11.2)
その他	35 (25.4)	9 (22.5)	26 (26.5)

Q 2 今回の事件の直後(警察に捕まる前)、あなたは事件の責任についてどのように思っていましたか。
次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 自分の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったくない	9 (6.5)	6 (15.0)	3 (3.1)
あまりない	28 (20.3)	11 (27.5)	17 (17.3)
少しある	42 (30.4)	10 (25.0)	32 (32.7)
かなりある	59 (42.8)	13 (32.5)	46 (46.9)

イ 共犯者の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったくない	6 (4.3)	1 (2.5)	5 (5.1)
あまりない	17 (12.3)	6 (15.0)	11 (11.2)
少しある	39 (28.3)	9 (22.5)	30 (30.6)
かなりある	54 (39.1)	21 (52.5)	33 (33.7)
共犯者はいない	22 (15.9)	3 (7.5)	19 (19.4)

ウ 被害者の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったくない	36 (26.1)	9 (22.5)	27 (27.6)
あまりない	26 (18.8)	6 (15.0)	20 (20.4)
少しある	44 (31.9)	14 (35.0)	30 (30.6)
かなりある	32 (23.2)	11 (27.5)	21 (21.4)

Q3 現在、あなたは、事件の責任について、どのように思っていますか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 自分の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
あまりない	1 (0.7)	1 (2.5)	—
少しある	7 (5.1)	2 (5.0)	5 (5.2)
かなりある	129 (94.2)	37 (92.5)	92 (94.8)

イ 共犯者の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったくない	5 (3.6)	—	5 (5.1)
あまりない	14 (10.1)	—	14 (14.3)
少しある	29 (21.0)	9 (22.5)	20 (20.4)
かなりある	68 (49.3)	28 (70.0)	40 (40.8)
共犯者はいない	22 (15.9)	3 (7.5)	19 (19.4)

ウ 被害者の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	136 (100.0)	40 (100.0)	96 (100.0)
まったくない	73 (53.7)	18 (45.0)	55 (57.3)
あまりない	30 (22.1)	13 (32.5)	17 (17.7)
少しある	19 (14.0)	5 (12.5)	14 (14.6)
かなりある	14 (10.3)	4 (10.0)	10 (10.4)

Q 4 あなたが、現在収容されている施設に入ることとなった裁判官の決定を聞いたとき、どのように思いましたか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	39 (100.0)	98 (100.0)
軽すぎると思った	45 (32.8)	14 (35.9)	31 (31.6)
適当だと思った	54 (39.4)	13 (33.3)	41 (41.8)
重すぎると思った	27 (19.7)	5 (12.8)	22 (22.4)
なにも思わなかった	11 (8.0)	7 (17.9)	4 (4.1)

Q 5 被害者の家族は、あなたの処分について、どんな気持ちを持っただろうと思いますか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
軽すぎると思っただろう	113 (81.9)	30 (75.0)	83 (84.7)
適当だと思っただろう	1 (0.7)	—	1 (1.0)
重すぎると思っただろう	3 (2.2)	3 (7.5)	—
わからない	21 (15.2)	7 (17.5)	14 (14.3)

Q 6 今回の事件で、あなたが被害者の家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか。次の中で、あてはまるものをいくつでも選んで下さい。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
家庭が暗くなった	126 (91.3)	37 (92.5)	89 (90.8)
家庭がこわれた	98 (71.0)	30 (75.0)	68 (69.4)
近所との関係が悪くなった	71 (51.4)	20 (50.0)	51 (52.0)
今の家に住みづらくなった	86 (62.3)	27 (67.5)	59 (60.2)
仕事や学校に通いづらくなった	101 (73.2)	28 (70.0)	73 (74.5)
生活が苦しくなった	89 (64.5)	28 (70.0)	61 (62.2)
子育てに影響があった	50 (36.2)	16 (40.0)	34 (34.7)
精神的なショックを受けた	137 (99.3)	40 (100.0)	97 (99.0)
何も影響はなかった	—	—	—
わからない	10 (7.2)	4 (10.0)	6 (6.1)

Q7 今回の事件で、あなたの家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか。次の中で、あてはまるものをいくつでも選んで下さい。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
家庭が暗くなった	95 (68.8)	26 (65.0)	69 (70.4)
家庭がこわれた	36 (26.1)	13 (32.5)	23 (23.5)
近所との関係が悪くなった	85 (61.6)	25 (62.5)	60 (61.2)
今の家に住みづらくなった	107 (77.5)	31 (77.5)	76 (77.6)
仕事や学校に通いづらくなった	104 (75.4)	25 (62.5)	79 (80.6)
生活が苦しくなった	105 (76.1)	32 (80.0)	73 (74.5)
子育てに影響があった	28 (20.3)	11 (27.5)	17 (17.3)
精神的なショックを受けた	127 (92.0)	35 (87.5)	92 (93.9)
何も影響はなかった	—	—	—
わからない	9 (6.5)	5 (12.5)	4 (4.1)

Q8 あなたは、自分の犯した今回の事件をどのように受け止めていますか。次のどちらかを選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
重大なものと受け止めている	133 (97.1)	39 (97.5)	94 (96.9)
重大なものと受け止めていない	4 (2.9)	1 (2.5)	3 (3.1)

Q9 (Q8で「重大なものと受け止めている」と回答した者に対してのみの質問)「重大なものと受け止めている」とのことですが、初めて重大と受け止めたのはいつですか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	133 (100.0)	39 (100.0)	94 (100.0)
事件を起こしたとき	41 (30.8)	11 (28.2)	30 (31.9)
警察につかまっているとき	33 (24.8)	3 (7.7)	30 (31.9)
鑑別所に入っているとき	9 (6.8)	4 (10.3)	5 (5.3)
家庭裁判所で審判を受けているとき	3 (2.3)	2 (5.1)	1 (1.1)
拘置所に入っているとき	13 (9.8)	3 (7.7)	10 (10.6)
地方裁判所で刑事裁判を受けているとき	9 (6.8)	3 (7.7)	6 (6.4)
少年院に入っているとき	13 (9.8)	13 (33.3)	—
刑務所に入っているとき	12 (9.0)	—	12 (12.8)

Q10 あなたは、施設を出てからの生活で、どのようなものを大切と考えていますか。
次の中で、あてはまるものを3つ選んでください。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
規則正しい生活を送る	50 (37.6)	15 (38.5)	35 (37.2)
お金のむだ使いをしない	1 (0.8)	—	1 (1.1)
健全な趣味や遊びをする	8 (6.0)	2 (5.1)	6 (6.4)
学校や仕事を休まずに続ける	47 (35.3)	16 (41.0)	31 (33.0)
資格や技術を身に付ける	4 (3.0)	—	4 (4.3)
知識を身につけ心を豊かにする	26 (19.5)	11 (28.2)	15 (16.0)
親の言うことをきく	12 (9.0)	5 (12.8)	7 (7.4)
家族の人と仲良くやっていく	32 (24.1)	10 (25.6)	22 (23.4)
悪い友だちや先輩とは付き合わない	46 (34.6)	15 (38.5)	31 (33.0)
被害者のために何かお詫びをする	87 (65.4)	28 (71.8)	59 (62.8)
地元の人たちの役に立つことをする	9 (6.8)	1 (2.6)	8 (8.5)
保護観察官、保護司とよく相談する	11 (8.3)	4 (10.3)	7 (7.4)
もう少し要領よくふるまう	4 (3.0)	1 (2.6)	3 (3.2)
その他	9 (6.8)	3 (7.7)	6 (6.4)

Q11 あなたは、施設を出てからの生活で、どのようなことを心配と考えていますか。
次の中で、あてはまるものをいくつでも選んでください。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
地元の人が自分をどう見るか	91 (65.9)	33 (82.5)	58 (59.2)
学校に通えるか	7 (5.1)	5 (12.5)	2 (2.0)
仕事が見つかるか	59 (42.8)	20 (50.0)	39 (39.8)
家族とうまく生活していけるか	48 (34.8)	21 (52.5)	27 (27.6)
以前の悪い仲間が誘いにこないか	44 (31.9)	14 (35.0)	30 (30.6)
遊び中心の生活に戻ってしまわないか	41 (29.7)	17 (42.5)	24 (24.5)
被害者の家族にどのように謝罪すればよいか	115 (83.3)	32 (80.0)	83 (84.7)
保護観察官や保護司に自分をわかってもらえるか	37 (26.8)	13 (32.5)	24 (24.5)
少年院や刑務所に入っていたことで悪くいられないか	54 (39.1)	20 (50.0)	34 (34.7)
警察に捕まるようなことをしてしまうのではないか	23 (16.7)	10 (25.0)	13 (13.3)
まじめな友だちが付き合ってくれるか	54 (39.1)	18 (45.0)	36 (36.7)
恋人(妻・夫)が待っていてくれるか	14 (10.1)	4 (10.0)	10 (10.2)
社会の進歩についていくことができるか	69 (50.0)	24 (60.0)	45 (45.9)
その他	36 (26.1)	13 (32.5)	23 (23.5)

Q12 あなたは、施設出院後、また警察につかまるようなことをしない自信がありますか。
次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
絶対に自信がある	66 (47.8)	17 (42.5)	49 (50.0)
かなり自信がある	32 (23.2)	9 (22.5)	23 (23.5)
どちらともいえない	36 (26.1)	12 (30.0)	24 (24.5)
あまり自信がない	3 (2.2)	1 (2.5)	2 (2.0)
全く自信がない	1 (0.7)	1 (2.5)	—

Q13 「罪のつぐない」について、お聞きします。「罪のつぐない」として一番大切なことは何ですか。
一番大切だと思うものをひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
少年院での生活にまじめに取り組むこと	5 (3.6)	—	5 (5.2)
被害者の家族に謝罪すること	44 (32.1)	13 (32.5)	31 (32.0)
被害弁償が終了すること	2 (1.5)	1 (2.5)	1 (1.0)
社会できちんと生活すること	40 (29.2)	16 (40.0)	24 (24.7)
被害者の家族の許しを得ること	17 (12.4)	4 (10.0)	13 (13.4)
その他	22 (16.1)	5 (12.5)	17 (17.5)
わからない	7 (5.1)	1 (2.5)	6 (6.2)

Q14 今回の事件の前、もし、あなたが法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったとき、あなたを思いとどまらせる心のブレーキになっていたのは次のどれですか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
父母のこと	12 (8.7)	1 (2.5)	11 (11.2)
兄弟を含めた家族全体のこと	29 (21.0)	9 (22.5)	20 (20.4)
友だちから仲間はずれになること	5 (3.6)	1 (2.5)	4 (4.1)
学校や職場に対する迷惑のこと	2 (1.4)	1 (2.5)	1 (1.0)
社会からしろい目でみられること	2 (1.4)	1 (2.5)	1 (1.0)
警察につかまること	35 (25.4)	14 (35.0)	21 (21.4)
自分で自分がいやになるから	6 (4.3)	2 (5.0)	4 (4.1)
その他	17 (12.3)	4 (10.0)	13 (13.3)
特に心のブレーキになるものはなかった	30 (21.7)	7 (17.5)	23 (23.5)

Q15 現在、もし、あなたが、法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったとき、あなたを思いとどまらせる心のブレーキになるのは次のどれですか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	39 (100.0)	98 (100.0)
父母のこと	20 (14.6)	6 (15.4)	14 (14.3)
兄弟を含めた家族全体のこと	81 (59.1)	16 (41.0)	65 (66.3)
友だちから仲間はずれになること	1 (0.7)	1 (2.6)	—
学校や職場に対する迷惑のこと	2 (1.5)	1 (2.6)	1 (1.0)
社会からしろい目でみられること	1 (0.7)	1 (2.6)	—
警察につかまること	6 (4.4)	4 (10.3)	2 (2.0)
自分で自分がいやになるから	8 (5.8)	5 (12.8)	3 (3.1)
その他	18 (13.1)	5 (12.8)	13 (13.3)
特に心のブレーキになるものはない	—	—	—

Q16 今回の事件前、あなたは、親（または親代わりの人）との関係について、どのように感じていましたか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 親から愛されていると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	44 (31.9)	11 (27.5)	33 (33.7)
ときどきあった	62 (44.9)	18 (45.0)	44 (44.9)
あまりなかった	24 (17.4)	8 (20.0)	16 (16.3)
まったくなかった	8 (5.8)	3 (7.5)	5 (5.1)

イ 親が自分の意見や考えに耳をかたむけてくれると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	34 (24.6)	5 (12.5)	29 (29.6)
ときどきあった	58 (42.0)	19 (47.5)	39 (39.8)
あまりなかった	34 (24.6)	10 (25.0)	24 (24.5)
まったくなかった	12 (8.7)	6 (15.0)	6 (6.1)

ウ 親が自分のことを信頼していると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	41 (29.7)	10 (25.0)	31 (31.6)
ときどきあった	43 (31.2)	11 (27.5)	32 (32.7)
あまりなかった	36 (26.1)	11 (27.5)	25 (25.5)
まったくなかった	18 (13.0)	8 (20.0)	10 (10.2)

エ 自分が何をしても、親があまり気にしないと感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	15 (10.9)	6 (15.0)	9 (9.2)
ときどきあった	40 (29.0)	17 (42.5)	23 (23.5)
あまりなかった	52 (37.7)	9 (22.5)	43 (43.9)
まったくなかった	31 (22.5)	8 (20.0)	23 (23.5)

オ 親がきびしすぎると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	28 (20.3)	9 (22.5)	19 (19.4)
ときどきあった	46 (33.3)	6 (15.0)	40 (40.8)
あまりなかった	44 (31.9)	18 (45.0)	26 (26.5)
まったくなかった	20 (14.5)	7 (17.5)	13 (13.3)

カ 親のいうことは、気まぐれであると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	15 (10.9)	5 (12.5)	10 (10.3)
ときどきあった	36 (26.3)	15 (37.5)	21 (21.6)
あまりなかった	45 (32.8)	14 (35.0)	31 (32.0)
まったくなかった	41 (29.9)	6 (15.0)	35 (36.1)

キ 親が自分のいいなりになりすぎると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	8 (5.8)	2 (5.0)	6 (6.2)
ときどきあった	20 (14.6)	6 (15.0)	14 (14.4)
あまりなかった	48 (35.0)	12 (30.0)	36 (37.1)
まったくなかった	61 (44.5)	20 (50.0)	41 (42.3)

Q17 現在、あなたは、親（または親代わりの人）との関係について、どのように感じていますか。

次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 親から愛されていると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	106 (76.8)	29 (72.5)	77 (78.6)
ときどきあった	27 (19.6)	8 (20.0)	19 (19.4)
あまりなかった	2 (1.4)	1 (2.5)	1 (1.0)
まったくなかった	3 (2.2)	2 (5.0)	1 (1.0)

イ 親が自分の意見や考えに耳をかたむけてくれると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	90 (65.2)	22 (55.0)	68 (69.4)
ときどきあった	33 (23.9)	12 (30.0)	21 (21.4)
あまりなかった	11 (8.0)	3 (7.5)	8 (8.2)
まったくなかった	4 (2.9)	3 (7.5)	1 (1.0)

ウ 親が自分のことを信頼していると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	81 (58.7)	18 (45.0)	63 (64.3)
ときどきあった	37 (26.8)	15 (37.5)	22 (22.4)
あまりなかった	14 (10.1)	5 (12.5)	9 (9.2)
まったくなかった	6 (4.3)	2 (5.0)	4 (4.1)

エ 自分が何をしても、親があまり気にしないとすることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	3 (2.2)	3 (7.5)	—
ときどきあった	15 (10.9)	5 (12.5)	10 (10.2)
あまりなかった	46 (33.3)	15 (37.5)	31 (31.6)
まったくなかった	74 (53.6)	17 (42.5)	57 (58.2)

オ 親がきびしすぎると感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	2 (1.4)	2 (5.0)	—
ときどきあった	26 (18.8)	9 (22.5)	17 (17.3)
あまりなかった	59 (42.8)	17 (42.5)	42 (42.9)
まったくなかった	51 (37.0)	12 (30.0)	39 (39.8)

カ 親のいうことは、気まぐれであると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	7 (5.1)	4 (10.0)	3 (3.1)
ときどきあった	12 (8.8)	2 (5.0)	10 (10.3)
あまりなかった	42 (30.7)	18 (45.0)	24 (24.7)
まったくなかった	76 (55.5)	16 (40.0)	60 (61.9)

キ 親が自分のいいなりになりすぎると感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	4 (2.9)	2 (5.0)	2 (2.1)
ときどきあった	19 (13.9)	3 (7.5)	16 (16.5)
あまりなかった	40 (29.2)	14 (35.0)	26 (26.8)
まったくなかった	74 (54.0)	21 (52.5)	53 (54.6)

Q18 今回の事件の前、あなたは、次のようなことをどう思ったり、感じたりしていましたか。

次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 自分の命をどうだめにしようと自分の勝手だと思ふことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	46 (33.6)	13 (32.5)	33 (34.0)
ときどきあった	38 (27.7)	12 (30.0)	26 (26.8)
あまりなかった	20 (14.6)	9 (22.5)	11 (11.3)
まったくなかった	33 (24.1)	6 (15.0)	27 (27.8)

イ 花や虫もみんな生きているんだと感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	18 (13.0)	4 (10.0)	14 (14.3)
ときどきあった	49 (35.5)	15 (37.5)	34 (34.7)
あまりなかった	46 (33.3)	15 (37.5)	31 (31.6)
まったくなかった	25 (18.1)	6 (15.0)	19 (19.4)

ウ 生まれてきたことをうらみに思ふことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	5 (3.6)	4 (10.0)	1 (1.0)
ときどきあった	26 (18.8)	11 (27.5)	15 (15.3)
あまりなかった	38 (27.5)	10 (25.0)	28 (28.6)
まったくなかった	69 (50.0)	15 (37.5)	54 (55.1)

エ 日に日に自分の力がついてくると感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	22 (16.1)	10 (25.0)	12 (12.4)
ときどきあった	43 (31.4)	9 (22.5)	34 (35.1)
あまりなかった	42 (30.7)	11 (27.5)	31 (32.0)
まったくなかった	30 (21.9)	10 (25.0)	20 (20.6)

オ 人生で、自分で決められるものはほとんどないと思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	15 (10.9)	5 (12.5)	10 (10.2)
ときどきあった	38 (27.5)	11 (27.5)	27 (27.6)
あまりなかった	66 (47.8)	21 (52.5)	45 (45.9)
まったくなかった	19 (13.8)	3 (7.5)	16 (16.3)

カ 殴り合いなどのケンカをこわいと思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	29 (21.0)	11 (27.5)	18 (18.4)
ときどきあった	43 (31.2)	13 (32.5)	30 (30.6)
あまりなかった	43 (31.2)	12 (30.0)	31 (31.6)
まったくなかった	23 (16.7)	4 (10.0)	19 (19.4)

キ 世の中は力のある者だけが楽しんでいると思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	57 (41.3)	14 (35.0)	43 (43.9)
ときどきあった	50 (36.2)	16 (40.0)	34 (34.7)
あまりなかった	22 (15.9)	7 (17.5)	15 (15.3)
まったくなかった	9 (6.5)	3 (7.5)	6 (6.1)

ク 自分が自分でないように感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	24 (17.4)	8 (20.0)	16 (16.3)
ときどきあった	41 (29.7)	13 (32.5)	28 (28.6)
あまりなかった	38 (27.5)	10 (25.0)	28 (28.6)
まったくなかった	35 (25.4)	9 (22.5)	26 (26.5)

Q19 現在、あなたは、次のようなことをどう思ったり、感じたりしていますか。次の中からひとつだけ選んでください。

ア 自分の命をどうためにしようと自分の勝手だと思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくある	5 (3.6)	1 (2.5)	4 (4.1)
ときどきある	13 (9.5)	4 (10.0)	9 (9.3)
あまりない	30 (21.9)	9 (22.5)	21 (21.6)
まったくない	89 (65.0)	26 (65.0)	63 (64.9)

イ 花や虫もみんな生きてるんだと感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	73 (52.9)	22 (55.0)	51 (52.0)
ときどきある	54 (39.1)	17 (42.5)	37 (37.8)
あまりない	9 (6.5)	1 (2.5)	8 (8.2)
まったくない	2 (1.4)	—	2 (2.0)

ウ 生まれてきたことをうらみに思ふことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	5 (3.6)	3 (7.5)	2 (2.0)
ときどきある	19 (13.8)	7 (17.5)	12 (12.2)
あまりない	22 (15.9)	9 (22.5)	13 (13.3)
まったくない	92 (66.7)	21 (52.5)	71 (72.4)

エ 日に日に自分の力がついてくると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくある	41 (29.9)	9 (22.5)	32 (33.0)
ときどきある	60 (43.8)	23 (57.5)	37 (38.1)
あまりない	27 (19.7)	5 (12.5)	22 (22.7)
まったくない	9 (6.6)	3 (7.5)	6 (6.2)

オ 人生で、自分で決められるものはほとんどないと思ふことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	13 (9.4)	6 (15.0)	7 (7.1)
ときどきある	33 (23.9)	7 (17.5)	26 (26.5)
あまりない	59 (42.8)	22 (55.0)	37 (37.8)
まったくない	33 (23.9)	5 (12.5)	28 (28.6)

カ 殴り合いなどのケンカをこわいと思ふことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	65 (47.1)	19 (47.5)	46 (46.9)
ときどきある	41 (29.7)	15 (37.5)	26 (26.5)
あまりない	18 (13.0)	3 (7.5)	15 (15.3)
まったくない	14 (10.1)	3 (7.5)	11 (11.2)

キ 世の中は力のある者だけが楽しんでいると思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	20 (14.5)	5 (12.5)	15 (15.3)
ときどきある	34 (24.6)	8 (20.0)	26 (26.5)
あまりない	53 (38.4)	14 (35.0)	39 (39.8)
まったくない	31 (22.5)	13 (32.5)	18 (18.4)

ク 自分が自分でないように感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	11 (8.0)	4 (10.0)	7 (7.1)
ときどきある	34 (24.6)	10 (25.0)	24 (24.5)
あまりない	35 (25.4)	14 (35.0)	21 (21.4)
まったくない	58 (42.0)	12 (30.0)	46 (46.9)

Q20 非行あるいは非行少年について、お聞きします。次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア あなたは、少年が非行に走るのには、どこに主な原因があると思いますか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
少年自身	76 (55.1)	21 (52.5)	55 (56.1)
家族(親)	17 (12.3)	4 (10.0)	13 (13.3)
友達・仲間	37 (26.8)	13 (32.5)	24 (24.5)
その他	8 (5.8)	2 (5.0)	6 (6.1)

イ あなたは、非行少年の扱いについて、次のどちらの意見に賛成ですか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	136 (100.0)	40 (100.0)	96 (100.0)
厳しく罰する	35 (25.7)	10 (25.0)	25 (26.0)
あたたかく指導する	101 (74.3)	30 (75.0)	71 (74.0)

Q21 今回の事件の前、あなたは、少年法についてどのくらい知っていたのか、お聞きします。

次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア あなたは、被害者を死亡させた事件を起こした16歳以上の少年は、原則として大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受けることを知っていましたか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったく知らなかった	70 (50.7)	19 (47.5)	51 (52.0)
少し知っていた	52 (37.7)	15 (37.5)	37 (37.8)
よく知っていた	16 (11.6)	6 (15.0)	10 (10.2)

イ あなたは、14歳以上の少年であれば、大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける場合もあることを知っていましたか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったく知らなかった	88 (63.8)	20 (50.0)	68 (69.4)
少し知っていた	34 (24.6)	14 (35.0)	20 (20.4)
よく知っていた	16 (11.6)	6 (15.0)	10 (10.2)

ウ あなたは、14歳未満の少年であれば、少年院や刑務所には入らないことを知っていましたか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったく知らなかった	33 (23.9)	9 (22.5)	24 (24.5)
少し知っていた	67 (48.6)	18 (45.0)	49 (50.0)
よく知っていた	38 (27.5)	13 (32.5)	25 (25.5)

平成 18 年 3 月 印刷

平成 18 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼 法務総合研究所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
